

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年4月1日
(第10期) 至 平成27年3月31日

東日本高速道路株式会社

(E04370)

第10期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

目 次

頁

第10期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【業績等の概要】	14
2 【生産、受注及び販売の状況】	17
3 【対処すべき課題】	17
4 【事業等のリスク】	18
5 【経営上の重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	25
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	28
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	28
2 【道路資産】	33
第4 【提出会社の状況】	37
1 【株式等の状況】	37
2 【自己株式の取得等の状況】	39
3 【配当政策】	39
4 【株価の推移】	39
5 【役員の状況】	40
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
第5 【経理の状況】	48
1 【連結財務諸表等】	49
2 【財務諸表等】	94
第6 【提出会社の株式事務の概要】	119
第7 【提出会社の参考情報】	120
1 【提出会社の親会社等の情報】	120
2 【その他の参考情報】	120
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	121
第1 【保証会社情報】	121
第2 【保証会社以外の会社の情報】	122
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	122
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	124
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	124
第3 【指数等の情報】	126

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月24日

【事業年度】 第10期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣 瀬 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 村 山 和 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 村 山 和 夫

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (百万円)	800,392	839,816	840,461	859,053	1,088,710
経常利益 (百万円)	11,898	7,179	10,879	5,795	10,022
当期純利益 (百万円)	7,797	4,515	8,275	2,296	10,293
包括利益 (百万円)	7,773	4,541	8,274	2,323	26,222
純資産額 (百万円)	159,433	163,974	172,248	156,094	178,268
総資産額 (百万円)	800,534	727,777	814,774	882,424	978,351
1株当たり純資産額 (円)	1,518.40	1,561.66	1,640.46	1,486.61	1,697.79
1株当たり当期純利益金額 (円)	74.26	43.00	78.81	21.87	98.03
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.9	22.5	21.1	17.6	18.2
自己資本利益率 (%)	4.8	2.7	4.8	1.4	6.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,038	70,299	38,390	△51,645	66,752
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,556	△19,968	△25,152	△29,670	△26,359
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,315	△66,178	22,428	43,436	△8,395
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	50,409	34,560	70,226	32,345	64,342
従業員数 (人)	12,648	13,476	13,446	13,736	13,940
[外、平均臨時雇用人員]	[2,162]	[1,989]	[2,367]	[2,549]	[2,629]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (百万円)	771,298	804,680	803,236	821,457	1,052,896
経常利益 (百万円)	6,404	4,983	5,175	845	4,470
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	2,497	3,071	3,355	△125	2,458
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	136,773	139,845	143,200	143,075	141,840
総資産額 (百万円)	778,692	700,794	783,845	849,537	938,317
1株当たり純資産額 (円)	1,302.60	1,331.85	1,363.81	1,362.62	1,350.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失(△) (円)	23.78	29.25	31.95	△1.19	23.41
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.5	19.9	18.2	16.8	15.1
自己資本利益率 (%)	1.8	2.1	2.3	△0.0	1.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	2,213	2,192	2,189	2,189	2,196

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	東日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及びネクセリア東日本(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年6月	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(現(株)ネクスコ・サポート北海道)(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東(平成19年10月、(株)東関東への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟(平成20年3月、(株)クエスト新潟への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・トール東北(連結子会社)及び(株)ネクスコ・トール関東(連結子会社)設立
平成18年7月	新潟管理局を新潟支社に名称変更
平成18年9月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を一部変更
平成19年3月	技術部を設置 新日本ハイウェイ・パトロール(株)、札幌道路エンジニア(株)、(株)アクトノース及び陸羽道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ(株)ネクスコ東日本パトロール(現(株)ネクスコ・パトロール東北)、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道及び(株)ネクスコ・メンテナンス東北に商号変更 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)ネクスコ・トール北関東(連結子会社)設立
平成19年7月	東日本ハイウェイ・パトロール(株)(現(株)ネクスコ・パトロール関東)を株式取得により連結子会社化
平成19年9月	(株)東関東を株式取得により連結子会社化
平成19年10月	(株)東関東が(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併し、(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更
平成19年12月	(株)メンテナンス関東を株式取得により連結子会社化し、(株)ネクスコ・メンテナンス関東に商号変更
平成20年1月	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))の料金徴収期間が満了
平成20年2月	関越ロードメンテナンス(株)(現(株)ネクスコ・メンテナンス新潟)を株式取得により連結子会社化
平成20年3月	(株)ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)設立 (株)クエスト新潟を株式取得により連結子会社化、同社が(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟を吸収合併し、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟に商号変更
平成20年4月	(株)ネクスコ東日本リテイ(連結子会社)及び(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)設立
平成20年10月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更

年月	事項
平成22年4月	(株)ネクスコ東日本リテイ(連結子会社)が(株)盛岡セントラルホテルを株式取得により連結子会社化
平成22年6月	(株)ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)設立
平成23年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成23年4月	本部制導入に伴い経営企画本部、総務本部、経理財務本部、技術本部、管理事業本部、建設事業本部及び事業開発本部を設置 海外事業部、環境部、新事業開発部、財務部、技術マーケティング推進室、グループ統括室、CSR・TD推進室等を設置
平成23年6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成24年2月	(株)ネクスコ・サポート新潟(連結子会社)設立
平成24年4月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成24年8月	業務監査部を業務監査室に改編
平成25年1月	総務本部と経理財務本部を統合して総務・経理本部を、技術本部と建設事業本部を統合して建設・技術本部を、それぞれ設置 グループ統括室、CSR・TD推進室及び技術マーケティング推進室を廃止したほか、経理部と財務部を統合して経理財務部を、技術部と環境部を統合して技術・環境部を、広報・IR部を改編して広報・CSR部を、それぞれ設置
平成25年3月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)が(株)ホームワークスを株式取得により連結子会社化 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成25年6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年6月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)が(株)ネクセリア・シティフード及び(株)スノーフーズを株式取得等により連結子会社化
平成26年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年10月	事業創造企画室を設置
平成27年3月	(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ(連結子会社)設立 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更

3 【事業の内容】

当社及び関係会社(子会社25社及び関連会社7社(平成27年3月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の4部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の1都1道15県(注1)において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路(注2)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金收受業務	(連結子会社) 株式会社ネクソコ・トール東北、株式会社ネクソコ・トール関東、株式会社ネクソコ・トール北関東、株式会社ネクソコ・サポート北海道、株式会社ネクソコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路株式会社
保全点検業務	(連結子会社) 株式会社ネクソコ・エンジニアリング北海道、株式会社ネクソコ・エンジニアリング東北、株式会社ネクソコ東日本エンジニアリング、株式会社ネクソコ・エンジニアリング新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路株式会社
維持修繕業務	(連結子会社) 株式会社ネクソコ・メンテナンス北海道、株式会社ネクソコ・メンテナンス東北、株式会社ネクソコ・メンテナンス関東、株式会社ネクソコ・メンテナンス新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路株式会社
交通管理業務	(連結子会社) 株式会社ネクソコ・パトロール東北、株式会社ネクソコ・パトロール関東、株式会社ネクソコ・サポート北海道、株式会社ネクソコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路株式会社
その他業務(注3)	(連結子会社) 株式会社ネクソコ東日本トラスティ (持分法適用関連会社) 株式会社NEXCOシステムズ、ハイウェイ・トール・システム株式会社、株式会社高速道路総合技術研究所

- (注) 1. 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県(東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域)
2. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 用地調査管理、財産整理及び道路敷地管理等、有料道路の通行料金及び交通量等の電子計算、料金收受機械の保守・点検・整備・保全等並びに高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発を行っております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国及び地方公共団体等との協議の結果、経済性及び効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨高速道路橋及び取付道路等の工事等を当社が行っております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設及び管理等を行っております。

当社グループの管理するサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)318箇所のうち、商業施設を所有している185箇所についてはネクセリア東日本㈱(連結子会社)が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路㈱(持分法適用関連会社)が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。また、SA・PAの直営店舗運営業務については㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)及び㈱盛岡セントラルホテル(連結子会社)が、商業施設の管理点検業務及びコンシェルジェ業務については㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)が、商業施設における配送・共同仕入れ等の業務については㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)及び㈱スノーフーズ(連結子会社)が、飲食店舗運営業務については㈱ホームワークス(連結子会社)及び㈱ネクセリア・シティフード(連結子会社)が行っております。

(4) その他

その他においては、コンサルティング事業、カード事業、WEB事業、駐車場事業、占用施設活用事業、トラックターミナル事業及び海外事業等を実施しております。

このうち、コンサルティング事業については、新直轄区間(注1)における工事監理などの技術支援業務並びに三陸沿岸道路における事業促進PPP(注2)業務及び地方自治体などの跨高速道路橋点検業務を、カード事業については、ETC機能、クレジット機能及び電子マネー決済機能を搭載したE-NEXCO passの発行を、WEB事業については、料金検索システム及びSA・PA情報の提供並びに地域特産品等の販売等をそれぞれ当社が行っております。

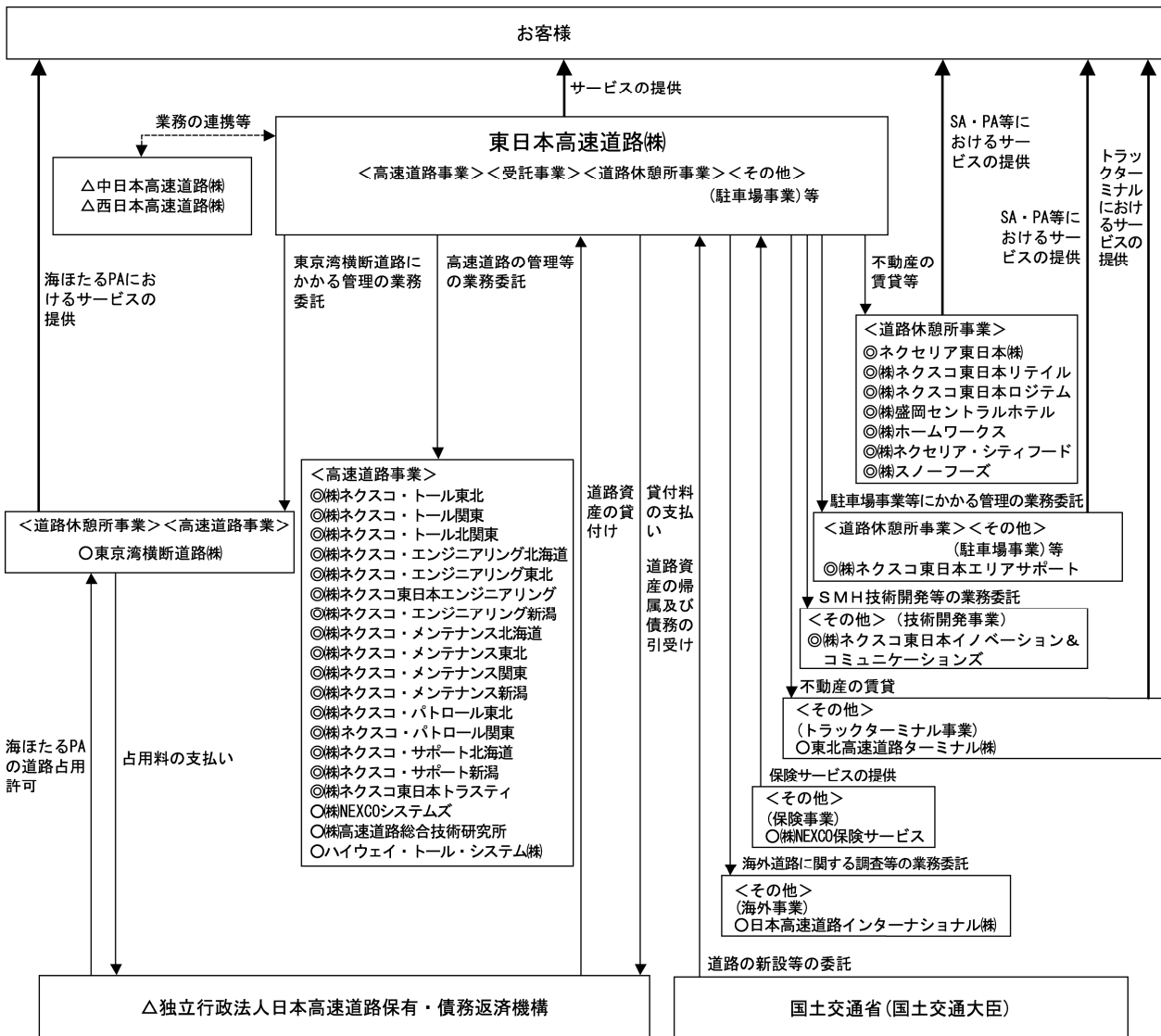
また、駐車場事業については、日比谷自動車駐車場の管理運営を、当社及びその一部業務を委託した㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)が行っております。占用施設活用事業については、高速道路の高架下の占用施設を活用した事業を、当社並びにその一部業務を委託した㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)及び㈱ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)が行っております。トラックターミナル事業については、東北高速道路ターミナル㈱(持分法適用関連会社)が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。海外事業については、海外の道路整備や運営に係るODAコンサルティング業務、海外の道路運営に係る調査及び国際協力業務等を行っており、海外の道路運営に係る調査については日本高速道路インターナショナル㈱(持分法適用関連会社)と協働で行っています。なお、海外の道路運営においてはインドの道路PPP事業(注3)に試行的に参入しております。

その他、㈱NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が損害保険及び生命保険の代理店業務を行っております。

なお、㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ(連結子会社)はスマートメンテナンスハイウェイ(以下「SMH」といいます。)(注4)関連技術や情報基盤高度化技術の開発、それらの内部活用の促進、技術開発成果の外販等の業務を行う予定ですが、当連結会計年度末現在、事業を開始しておりません。

- (注) 1. 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間をいいます。
2. 国土交通省が導入した事業方式で、従来は発注者(国等)が単独で行ってきた協議調整等の工事前業務について、民間技術者チームが発注者と一体となって実施することにより、事業の促進を企図するものです。
3. 平成25年6月27日に海外の道路PPP事業への参入に向けインドの陸上交通インフラ開発会社であるITNL社(IL&FS Transportation Networks Limited)と協働調査を開始し、平成26年3月25日に同社が100%出資する「Pune Sholapur Road Development Company」(プネ〜ゾラプール道路の4車線化拡幅事業を行う特別目的事業体(SPV))の株式の約9%(16百万株、約3.5億円)を取得しました。また、同社に対する技術アドバイザー業務を平成26年2月1日から開始しております。
4. 長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT(Information and Communication Technology)の導入や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築し、維持管理・更新の効率化や高度化を図るものです。

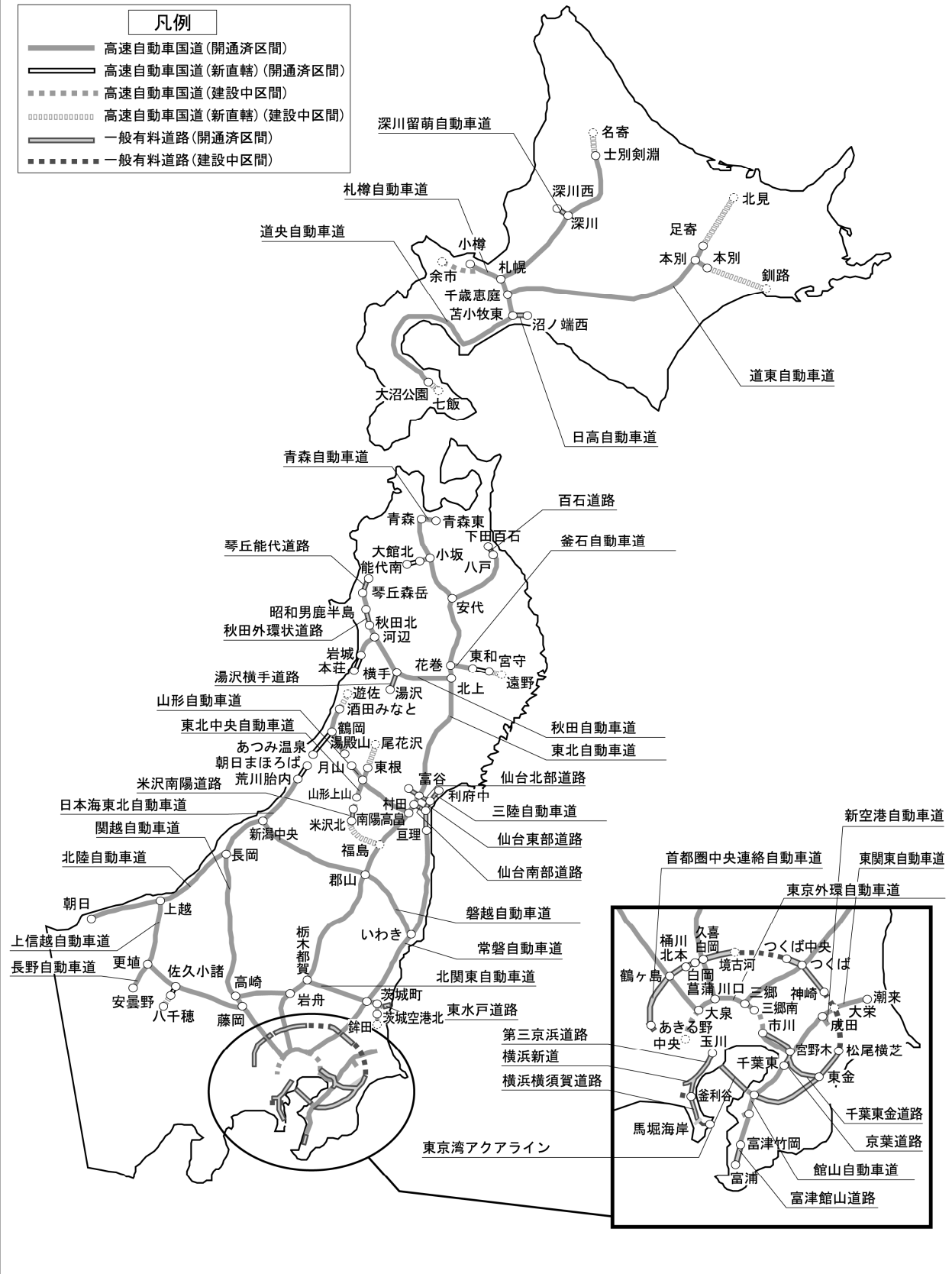
以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。
2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。
3. 当連結会計年度末現在、(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズは事業を開始しておりません。

東日本高速道路株式会社 路線図

- 凡例**
- 高速自動車国道(開通済区間)
 - 高速自動車国道(新直轄)(開通済区間)
 - 高速自動車国道(建設中区間)
 - 高速自動車国道(新直轄)(建設中区間)
 - 一般有料道路(開通済区間)
 - 一般有料道路(建設中区間)



[平成27年3月31日現在]

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(平成27年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱ネクスコ・トール東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の料金收受業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール関東	東京都墨田区	90	高速道路事業	100.0	一般国道14号及び16号(京葉道路)等の料金收受業務を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール北関東	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金收受業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 北海道	札幌市白石区	60	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本エンジニア リング	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	北陸自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス 北海道	札幌市白石区	43	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス東北	仙台市青葉区	99	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス関東	東京都足立区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、事務所建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス新潟	新潟県長岡市	72	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、事務所建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・パトロール東北	仙台市青葉区	60	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱ネクスコ・パトロール関東	東京都文京区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・サポート北海道	札幌市厚別区	40	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の料金收受業務及び交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・サポート新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金收受業務及び交通管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本トラスティ	東京都港区	45	高速道路事業	100.0	用地調査管理業務、財産整理業務及び道路敷地管理業務等を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 なし
ネクセリア東日本㈱	東京都港区	1,500	道路休憩所 事業	100.0	SA・PA内商業施設及び支社建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本リテイル	東京都港区	225	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱盛岡セントラルホテル	岩手県盛岡市	55	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本ロジテム	東京都港区	150	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本エリア サポート	東京都港区	90	道路休憩所 事業 その他 (駐車場事業)	100.0	駐車場事業等管理業務等を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ホームワークス	東京都港区	20	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクセリア・シティフード	東京都文京区	60	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱スノーフーズ	札幌市白石区	20	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本イノベーション &コミュニケーションズ (注)3	東京都港区	85	その他 (技術開発事 業)	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 あり

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントに記載された名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 当連結会計年度末現在、㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズは事業を開始しておりません。

(2) 持分法適用の関連会社

(平成27年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
東京湾横断道路㈱ (注) 2	東京都大田区	90,000	高速道路事業 道路休憩所 事業	33.3 (0.0)	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)の規定による同社との管理協定に基づき、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の維持修繕、料金收受等の管理を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱NEXCOシステムズ	東京都台東区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。また、滋賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール・システム ㈱	東京都中央区	75	高速道路事業	24.0 [7.8]	料金收受機械等保守整備業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 あり
㈱NEXCO保険サービス	東京都 千代田区	15	その他 (保険事業)	33.3	損害保険及び生命保険の代理店業務によるサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東北高速道路ターミナル㈱	宮城県名取市	1,082	その他 (トラックターミナル事業)	27.0 (0.4)	仙台南及び郡山の2箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インターナショナル ㈱ (注) 5	東京都 千代田区	49	その他 (海外事業)	28.6	海外道路に関する調査・研究業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっております。

5. 日本高速道路インターナショナル㈱は、平成26年12月に資本金を499百万円から613百万円に増資し、平成27年3月に613百万円から49百万円に減資しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成27年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	12,442
受託事業	[1,128]
道路休憩所事業	1,150
その他	[1,501]
全社(共通)	348
計	13,940 [2,629]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成27年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,196	42.9	19.5	7,903,548

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	1,796
受託事業	
道路休憩所事業	52
その他	
全社(共通)	348
計	2,196

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
5. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における日本の経済は、当初は消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動等の影響から個人消費等に一部弱い動きがみられたものの、その後の円安や原油安を背景とした企業収益の改善や、雇用・所得環境の改善により個人消費も底堅く推移し、緩やかな回復基調が続きました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効果的に業務を遂行してきました。

まず、長期的視点に立って経営基盤の強化に向けた取組みを推進するため、当社設立から20年後にあたる平成37年(2025年)に達成したい姿を描いた「長期ビジョン2025」を策定しました。そして、「長期ビジョン2025」の実現に向けたスタート期間として、平成26年度からの3年間を「着実に事業を遂行し将来の飛躍につなげる期間」と位置づけ、「中期経営計画(平成26~28年度)」を策定し、これに基づき事業を実施しました。

高速道路事業では、東日本大震災の被災地復興に大きく寄与する常磐自動車道について、平成26年12月6日に浪江インターチェンジ(以下「IC」といいます。)~南相馬IC間及び相馬IC~山元IC間を、平成27年3月1日に常磐富岡IC~浪江IC間をそれぞれ開通させました。これにより、常磐自動車道は、昭和41年の予定路線決定から49年の歳月を経て全線開通となりました。さらに、首都圏中央連絡自動車道稲敷IC~神崎IC間ほか1区間を開通させたほか、首都圏環状道路の早期整備に向けて、首都圏中央連絡自動車道や東京外環自動車道について事業を鋭意進めました。

また、国土交通大臣から平成26年3月14日に許可を受けた平成26年4月以降の新たな高速道路料金については、利便増進計画の終了に伴う料金割引の再編や消費税率引上げの反映等を実施し、円滑な導入に努めてきました。

高速道路の大規模更新・大規模修繕については、平成26年6月の特措法等の改正を受け、特定更新等工事(橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。以下同じです。)が法定化され、平成27年3月24日に機構と特定更新等工事の実施及びその財源として料金徴収期間を約10年延長する内容の協定変更を行うとともに、平成27年3月25日付けで国土交通大臣から事業実施に関して変更許可を受けました。

加えて、長期的な道路インフラの安全・安心の確保のために、当社独自の取組みであるSMH構想の実現に向け、平成26年5月に具体的な検討課題や体制等を取りまとめた「SMH基本計画」を策定するとともに、国内外の大学等研究機関と連携した研究開発を行う等、具体的な取組みを展開したほか、SMH関連技術や情報基盤高度化技術の開発、それらの内部活用の促進、技術開発成果の外販等の業務を実施する子会社も設立しました。

道路休憩所事業では、平成26年11月に、磐越自動車道磐梯山SA(下り線)を旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてリニューアルする等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてきました。

当連結会計年度の営業収益は1,088,710百万円(前期比26.7%増)、営業利益が6,867百万円(同111.1%増、なお前期は3,252百万円)、経常利益が10,022百万円(同72.9%増)となり、これに負のれん発生益等の特別利益、固定資産除却損等の特別損失及び法人税等を加減した結果、当期純利益は10,293百万円(同348.2%増、なお前期は2,296百万円)となりました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んできました。

高速道路の管理事業については、当連結会計年度末現在で管理延長が計43道路3,822kmとなった高速道路の安全と快適をお客さまにいつも実感していただけるよう、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備等を進めてきました。

高速道路の災害対応では、平成26年2月に関東地方を襲った記録的な大雪により首都圏を中心とした広範囲で長

時間の通行止めを余儀なくされた経験を踏まえ、首都圏大雪対策プロジェクトを立ち上げて対策の検証を行い、検証結果をもとに雪氷車両の増強等による除雪体制の強化や、災害時専用ツイッターの立上げ等によるお客さまへの情報提供に関する新たな取組みを行いました。このほか、大規模地震や大雪時における道路管理者による放置車両対策を強化するために平成26年11月に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が改正されたことを受け、機構と当該事務に係る受託契約を締結して当社が放置車両を早期に排除できる環境を整えました。

そして、経年劣化が進む高速道路の資産を将来にわたって健全な状態で管理し、お客さまに安心して利用していただくために必要な方策について、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同で平成27年1月に「東・中・西日本高速道路の更新計画」を作成し国土幹線道路部会での審議を経て、平成27年3月25日に国土交通大臣から特定更新等工事の実施と、その財源を確保するために料金徴収期間を約10年延長すること等を内容とする事業の変更について許可を受けました。

さらに、維持管理・更新の効率化や高度化を図る当社独自の取組みとして、平成25年7月31日に発表した「SMH構想」について、平成26年5月29日に「SMH基本計画」を策定し、平成32年の「インフラ管理センター(仮称)導入」に向けた具体的なロードマップを作成するとともに、関係機関と連携して研究開発を行う等、具体的な取組みを進めました。

また、平成26年4月1日には利便増進計画による割引の終了に伴い割引制度全体を見直すとともに、消費税率の引上げを通行料金に適正に転嫁する等の料金の変更を行いました。このほか、福島第一原子力発電所事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月20日から国の施策に基づき開始した高速道路の無料措置(注1)を当連結会計年度においても継続するとともに、福島第一原子力発電所事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置(注2)についても継続したほか、「東北観光フリーパス」や「Hokkaido Expressway Pass(北海道エクスプレスウェイパス)」等の企画割引を実施しました。また、常磐自動車道の南相馬鹿島スマートICの運用開始を含め、計38箇所のスマートICの適切な運用管理を行うことにより、お客さまの利便性向上と地域との連携強化を図りました。

一方、高速道路の新設事業については、首都圏中央連絡自動車道や東京外環自動車道での事業を含め計7道路252kmの区間において実施し、常磐自動車道(相馬IC～山元IC)、首都圏中央連絡自動車道(稲敷IC～神崎IC)等2道路7区間を開通させました。また、4車線化拡幅等の改築事業については、計22道路86kmの区間で実施しました。加えて、北海道縦貫自動車道(土別剣淵IC)等4箇所のIC、6箇所のスマートIC整備等を行う高速道路事業の変更について、国土交通大臣から平成26年8月8日に許可を受けました。この結果、当連結会計年度において、全体計画延長3,987kmの約96%にあたる3,822kmの高速道路ネットワークを形成させました。高速道路の新設及び改築事業に当たっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してきました。

こうしたなか、常磐自動車道の全線開通、首都圏中央連絡自動車道の新規開通及び利便増進計画の終了に伴う料金割引の再編等により、料金収入777,424百万円(前期比17.9%増)に料金引下げ措置等に対する減収補てん627百万円を加えた額は778,052百万円(同17.7%増)となりました。一方、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、資産を機構に帰属したことによる完成高は245,482百万円(同108.9%増、なお前期は117,474百万円)となり、営業収益は1,031,219百万円(同31.2%増)となりました。

営業費用は、協定に基づく機構への道路資産賃借料の支払いが560,190百万円(同21.2%増)となったほか、ETCマイレージ等費用の増加や雪氷対策費の増加等により1,026,887百万円(同30.6%増)となりました。以上の結果、営業利益は4,331百万円(前期は308百万円の営業損失)となりました。

(受託事業)

受託事業においては、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により営業収益は17,643百万円(前期比43.4%減)となり、営業費用は17,620百万円(同43.6%減)となりました。以上の結果、営業利益は23百万円(前期は65百万円の営業損失)となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、地元の特産品や名産品等の地域産品を紹介・応援することを目的とした「地域産品応援フェア!」を実施したほか、お客さまにSA・PAで地域の味を楽しんでいただくことを目的とした「NEXCO東日本 どんぶり王座決定戦!」を開催する等、地域の「ショーウィンドウ」化を推進してきました。また、SA・PAを

より魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、平成26年11月22日に磐越自動車道磐梯山SA(下り線)を地域性・旅の楽しみを凝縮した「ドラマチックエリア」としてリニューアルする等、着実に事業を進めてきました。

こうしたなか、消費税率引上げ等の影響により店舗売上高が減少したこと等により、営業収益は43,564百万円(前期比3.7%減)、売上原価が減少したこと等により、営業費用は40,922百万円(同1.7%減)となりました。以上の結果、営業利益は2,642百万円(同26.8%減)となりました。

(その他)

コンサルティング事業のうち三陸沿岸道路における事業促進PPP業務が一部完了(注3)したこと及び海外事業の実施等により、営業収益は1,696百万円(前期比6.0%増)となり、営業費用は1,793百万円(同12.7%増)となりました。以上の結果、営業損失は96百万円(前期は営業利益10百万円)となりました。

- (注) 1. 福島第一原子力発電所事故により国として避難を指示又は勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口又は出口とする走行に対して適用され、平成27年3月31日まで実施されました。なお、当無料措置については、平成28年3月31日までの予定で継続されております。
2. 福島第一原子力発電所事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対して適用され、平成28年3月31日までの予定で継続されております。
3. 三陸沿岸道路における事業促進PPP業務は、平成28年3月まで実施する予定です。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益15,073百万円に、たな卸資産の増加額45,428百万円等の資金減少要因があった一方、仕入債務の増加額74,449百万円、減価償却費24,533百万円等の資金増加要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは66,752百万円の資金収入(前期は51,645百万円の資金支出)となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額のうち45,422百万円は、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加であります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産の売却による収入2,697百万円及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入998百万円等があった一方、料金機械、ETC装置等の設備投資による支出30,091百万円等があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは26,359百万円の資金支出(前期比3,310百万円減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入144,690百万円及び長期借入れによる収入130,000百万円があった一方、長期借入金債務の返済等262,142百万円(機構法第15条第1項による債務引受額259,872百万円を含みます。)等の支出があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは8,395百万円の資金支出(前期は43,436百万円の資金収入)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、64,342百万円(前期比31,996百万円の増)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)における、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成した「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(百万円)

1. 営業収益		
料金収入	777,432	
道路資産完成高	245,482	
その他の売上高	1,055	1,023,971
	<hr/>	
2. 営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1,922	
土地物件貸付料	0	
雑収入	454	2,377
	<hr/>	
3. 特別利益		
固定資産売却益	136	136
高速道路事業営業収益等合計	<hr/>	<hr/>
		1,026,485

(注) 配賦基準は下記のとおりであります。

- ・高速道路事業又はその他の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
- ・事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦
営業外収益及び特別利益については、営業損益比

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

高速道路事業におきましては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性のさらなる向上に努めていきます。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献していきます。

また、平成27年度は、「中期経営計画（平成26～28年度）」の2年目としてその確実な達成に向けて、取り組んでいきます。

特に、高速道路の特定更新等工事については、平成27年3月24日に締結した機構との協定及び平成27年3月25日付けの国土交通大臣からの事業の変更許可に基づき、特定更新等工事の具体的な進め方を検討し、関係機関と連携を図りながら着実に実施していきます。

これら高速道路の安全・安心の確保のための取組みのほか、休憩施設のリニューアル等によりお客さまがご利用しやすく心地良い空間づくりに取り組んでいきます。また、地域社会に貢献するため、首都圏環状道路の整備及び地方のミッシングリンク整備といった道路建設事業を展開するとともに、地域との連携や災害時の対応力の強化等の課題について、グループ一丸となって取り組んでいきます。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下において記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、不確実性が内在しております。

1. 民営化関係法施行法に基づく検討

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行(平成17年10月1日)後10年以内に、高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。)、上記「1. 民営化関係法施行法に基づく検討」及び下記「16. 高速道路関係法令の適用」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。)、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなると認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており(下記「16. 高速道路関係法令の適用 (2) 道路整備特別措置法 ②国土交通大臣による許可その他の規制事項 (ア) 高速道路の新設又は改築(第3条)」をご参照ください。)、実際に生じる料金収入から管理費用を差引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅

延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入の1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定等(下記「16. 高速道路関係法令の適用 (2) 道路整備特別措置法 ③その他の事項 (イ) 道路資産等の帰属(第51条)」をご参照ください。)により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定等が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い借入金及び道路債券に係る債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条をご参照ください。)。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けは重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 季節性

当社グループの事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 大規模災害の発生

地震、津波、台風、地すべり、洪水、大雪、大事故、パンデミック及びテロ等の大規模災害が発生した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用の減少に伴う収入の減少並びに設備の毀損に伴う支出の増加及び資産の減価等の被害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、道路休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 品質管理

当社グループが実施する設計、工事等において、請負人の設計過誤や施工不良により、高速道路の構造等に欠陥が生じた場合には、通行障害や開通遅延による社会的信用の低下や料金収入の減少等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に則り、厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

16. 高速道路関係法令の適用

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、整備法及び民営化関係法施行法の施行により、機構、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。)とともに設立されており、その事業運営には以下に掲げる高速道路関係法令の適用があります。

(1) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第1条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第5条)、機構との協定(第6条)等について規定しております。

② 国土交通大臣による認可その他の規制事項

(ア) 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等(第3条)

高速道路会社は、会社法第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(イ) 事業範囲外の高速道路における業務(第5条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

(ウ) 代表取締役等の選定等(第9条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(エ) 事業計画(第10条)

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(オ) 社債及び借入金(第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(カ) 重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(キ) 定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(ク) 会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

(ケ) 国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社からその業務に関し報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

③ その他の事項

(ア) 政府による株式の保有(第3条)

政府(首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱)にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません。

(イ) 一般担保(第8条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(ウ) 債務保証(附則第3条)

政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます。なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、次期連結会計年度においてもその予定はありません。

(2) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第1条)。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等(第3条から第9条)、道路資産(道路(道路法第2条第1項に規定する道路を意味します。))を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。)を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

② 国土交通大臣による許可その他の規制事項

(ア) 高速道路の新設又は改築(第3条)

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。なお、料金の額については、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等の基準が定められております(第23条)。

(イ) 法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が新設し、若しくは改築し、又は維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

(ウ) 料金に関する監督(第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

(エ) 道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

③ その他の事項

(ア) 料金徴収の対象等(第24条)

国土交通大臣は、道路の通行又は利用が災害援助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両について、料金を徴収しない車両として定めることができます。

(イ) 道路資産等の帰属(第51条)

高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

また、高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

なお、高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第1条)。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付けで締結しております(平成18年4月1日施行)。かかる協定は、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としており、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、)の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。)が、①あらかじめ協定において定められている計画収入(以下「計画収入」といいます。)の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。)を超えた場合には、協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。)を下回った場合には、協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

協定変更日	協定一部変更の内容
平成18年9月21日	当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直しに伴い、平成18年度以降の貸付料を変更
平成19年3月22日	スマートICの本格導入に伴い、平成19年度以降の計画収入を変更
平成20年10月7日	「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度及び平成21年度の計画収入及び貸付料を変更
平成21年3月10日	「生活対策(平成20年10月30日)」及び「道路特定財源の一般財源化等について(平成20年12月8日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度以降の計画収入、平成20年度ないし平成29年度の貸付料並びに平成21年度の新設・改築費及び平成33年度以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成21年3月26日	スマートICの本格導入に伴い、平成21年度以降の計画収入を変更
平成21年8月10日	関越自動車道等の暫定2車線区間の4車線化、一般国道47号(仙台北部道路)の一部区間の有料道路事業化及び地域活性化ICの整備等に伴い、平成22年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成21年度ないし平成26年度の新設・改築費及び平成26年度以降の修繕費に係る債務引受限度額をそれぞれ変更
平成23年3月17日	「高速道路の当面の新たな割引について(平成23年2月16日)」に基づく高速道路料金の引下げ、さらには協定第16条第1項に基づくおおむね5年ごとの見直しに伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成23年6月6日	各種割引制度の変更及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の一部区間の有料道路事業化に伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更

協定変更日	協定一部変更の内容
平成24年4月17日	関越自動車道新潟線(大泉JCT～中央JCT(仮称))の事業追加及び一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))の4車線化に伴い、平成24年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成25年3月21日	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)で示された政府方針を受け、安全・安心向上のための緊急修繕及び渋滞対策を実施するために必要となる平成25年度以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成25年6月11日	一般国道6号(仙台南部道路(仙台若林JCT～仙台南IC))の宮城県道路公社からの事業引継ぎ、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(栄IC・JCT～藤沢IC及び大栄JCT～松尾横芝IC))の事業追加等に伴い、平成25年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成26年3月14日	「新たな高速道路料金に関する基本方針(平成25年12月20日)」を踏まえた料金水準の引き下げ、料金割引の見直し、「高速道路料金における消費税の転嫁の方法に関する基本的な考え方について(平成26年1月22日)」を踏まえた料金の変更、京葉道路の渋滞対策による料金の変更等に伴い、平成26年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成26年8月8日	道路法の改正に伴い、機構に帰属する道路資産に係る事業費の1/2以内を無利子貸付金として補助する新制度によるスマートIC事業や、新直轄区間等との接続等に伴う新たな事業を追加。また、震災により事業費が高騰した常磐自動車道等の債務引受限度額の見直し等に伴い、平成27年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成26年度以降の新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成27年3月24日	経年劣化が進む高速道路を将来にわたり健全な状態で保つことを目的として、平成27年度以降に特定更新等工事を追加。この財源を確保するため料金徴収期間を約10年延長。また、道路法施行規則の一部改正等に伴う点検の強化を踏まえた計画管理費の見直し等を実施。これらに伴い平成26年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更

(2) 中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付けで業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定においては、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、平成17年10月1日付けで中日本高速道路㈱に設置された料金事務センターの運営に関し、平成19年4月1日付けで上記3社の出資により設立された㈱高速道路総合技術研究所の運営に関し、それぞれ個別協定を締結しております。

料金事務センターの運営に関する協定については、有効期間が平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、満了する3ヶ月前までに上記3社のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在平成28年3月31日まで有効となっております。

㈱高速道路総合技術研究所の運営に関する協定においては、上記3社が研究開発及び技術協力等の業務について㈱高速道路総合技術研究所と委託契約を締結することとされており、これに基づき上記3社及び㈱高速道路総合技術研究所の4社は平成19年4月2日付けで業務委託基本協定を締結しております。業務委託基本協定の有効期間は、平成19年4月2日から平成20年3月31日までとされておりますが、満了する1ヶ月前までに上記3社及び㈱高速道路総合技術研究所のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在平成28年3月31日まで有効となっております。

(3) 中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付けで海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。

これに基づき、上記5社の出資により、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱が平成23年9月1日付けで設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、上記5社及び日本高速道路インターナショナル㈱の6社は、平成23年9月1日付けで、日本高速道路インターナショナル㈱の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結し、さらに、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等に関し、上記5社又はその一部が、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル㈱に対して業務委託する場合における方法等を定めた業務委託基本協定を同日付けで締結しております。

業務委託基本協定は、有効期間が平成23年9月1日から平成24年3月31日までとされておりますが、満了する1ヶ月前までに上記5社のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とされており、現在平成28年3月31日まで有効となっております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、安全を最優先した技術開発として「SMHの実現」、「交通安全対策」及び「雪氷対策」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,086百万円であります。

また、当社、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうが多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当

社が負担した債務を引き受けることとされております(注)。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬まで一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(注) 道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)が平成26年3月31日に一部改正され、同年7月1日から施行されたことに伴い、同規則に基づき、トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの(以下「トンネル等」といいます。)の点検及び健全性診断等を行うものとされました。これにより、トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年国土交通省告示第426号)による診断結果区分の「Ⅱ予防保全段階」に新たに該当するものと診断し実施した補修工事で、同年7月1日以降に完成したものに要した費用である4,533百万円については、形成された道路資産として機構による債務引受けの対象と変更しております。なお、4,533百万円のうち、当連結会計年度の仕掛道路資産は223百万円、道路資産完成原価は4,309百万円です。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で1,088,710百万円(前期比26.7%増)となりました。高速道路事業については、常磐自動車道の全線開通、首都圏中央連絡自動車道の新規開通及び利便増進計画の終了に伴う料金割引の再編等により、料金収入に料金引下げ措置等に対する減収補てんを加えた額は、778,052百万円(同17.7%増)となる一方で、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき機構に帰属した資産の額が245,482百万円(同108.9%増、なお前期は117,474百万円)となったこと等により1,031,219百万円(同31.2%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により17,643百万円(同43.4%減)、道路休憩所事業については、消費税引上げ等の影響により店舗売上高が減少したこと等により43,564百万円(同3.7%減)、その他については、海外事業の実施等により1,696百万円(同6.0%増)となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で1,081,843百万円(前期比26.4%増)となりました。高速道路事業については、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき機構に帰属した道路資産の額の増加により道路資産完成原価が245,482百万円(同105.4%増、なお前期は119,473百万円)、協定に基づく機構への賃借料が560,190百万円(同21.2%増)となったこと等により1,026,887百万円(同30.6%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により17,620百万円(同43.6%減)、道路休憩所事業については、売上原価が減少したこと等により40,922百万円(同1.7%減)、その他については、海外事業の実施等により1,793百万円(同12.7%増)となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で6,867百万円(同111.1%増、なお前期は3,252百万円)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益4,331百万円(前期は営業損失308百万円)、受託事業が営業利益23百万円(前期は営業損失65百万円)、道路休憩所事業が営業利益2,642百万円(同26.8%減)、その他が営業損失96百万円(前期は営業利益10百万円)であります。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益1,386百万円及び土地物件貸付料363百万円等の計上により3,332百万円(前期比21.2%増)、営業外費用は控除対象外消費税73百万円等の計上により176百万円(同14.2%減)となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は10,022百万円(前期比72.9%増)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は、負ののれん発生益5,125百万円等の計上により5,465百万円(前期比1,386.8%増、なお前期は367百万円)となりました。

特別損失は、固定資産除却損401百万円等の計上により415百万円(同53.4%減)となりました。

⑥ 当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は10,293百万円(前期比348.2%増、なお前期は2,296百万円)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の収受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額30,699百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額21,235百万円の設備投資を行いました。

道路休憩所事業については、当連結会計年度においては主に営業用建物等に総額4,641百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数のセグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておられません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、下記のとおりであります。

① 提出会社

(平成27年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
川口JCT他 433箇所等 (埼玉県川口市他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	35,733	54,282	3 (-)	31	2,182	92,233	-
有珠山SA他273箇所 (北海道伊達市他)	道路休憩所 事業	休憩施設	23,920	1,215	71,520 (1,860)	-	157	96,813	-
日比谷自動車 駐車場 (東京都千代田区)	その他	有料駐車場	235	80	- (-) [11]	-	12	328	-
トラック ターミナル (宮城県名取市及び 福島県郡山市)	その他	トラック ターミナル	6	0	1,343 (115)	-	-	1,350	-
本社他16事業所 及び社宅等 (東京都千代田区他)	全社 (共通)	本社、支社 及び社宅等	6,333	30	11,593 (1,420) [22]	297	474	18,730	1,370

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は1,172百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]
で外書きしております。

3. 休憩施設の建物等の一部21,928百万円を連結子会社であるネクセリア東日本㈱に賃貸しております。また、休憩施設の土地の一
部8百万円(4千㎡)を関係会社以外の者に賃貸しております。

4. 日比谷自動車駐車場の土地を東京都から占用しており、年間の占用料は63百万円であります。なお、占用している土地の面積に
ついては、[]で外書きしております。

5. トラックターミナルの土地の一部1,083百万円(102千㎡)を、東北高速道路ターミナル㈱に賃貸しております。

6. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しており
ません。

7. 現在休止中の主要な設備はありません。

8. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は311百万円であります。

9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

(平成27年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱ネクスコ・ トール東北	本社他 15事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	21	—	0 (0) [—]	0	54	76	1,526
㈱ネクスコ・ トール関東	本社他 10事業所 (東京都 墨田区他)	高速道路 事業	建物付属 設備等	58	—	— (—) [1]	82	30	171	2,142
㈱ネクスコ・ トール北関東	本社他 8事業所 (東京都 荒川区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	3	—	— (—) [0]	15	14	33	1,079 (190)
㈱ネクスコ・ エンジニア リング北海道	本社他 7事業所 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	186	4	82 (1) [—]	133	37	443	269
㈱ネクスコ・ エンジニア リング東北	本社他 16事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	38	—	— (—) [1]	297	68	404	506
㈱ネクスコ 東日本エンジ ニアリング	本社他 22事業所 (東京都 荒川区他)	高速道路 事業	事業所等	608	257	370 (7) [3]	358	166	1,761	1,036
㈱ネクスコ・ エンジニア リング新潟	本社他 5事業所 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	建物付属 設備等	140	0	— (—) [1]	179	82	402	256
㈱ネクスコ・ メンテナンス 北海道	本社他 8事業所 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	277	3	362 (9) [—]	16	23	683	314 (268)
㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北	本社他 22事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	216	287	51 (2) [—]	137	103	796	298
㈱ネクスコ・ メンテナンス 関東	本社他 14事業所 (東京都 足立区他)	高速道路 事業	事業所等	476	355	95 (2) [4]	119	89	1,136	300 (260)
㈱ネクスコ・ メンテナンス 新潟	本社他 4事業所 (新潟県 長岡市他)	高速道路 事業	本社等	583	30	74 (3) [1]	260	34	984	114
㈱ネクスコ ・パトロール 東北	本社他 17事業所 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	13	143	— (—) [0]	11	11	178	355
㈱ネクスコ ・パトロール 関東	本社他 17事業所 (東京都 文京区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	23	207	— (—) [0]	—	17	248	517
㈱ネクスコ・ サポート 北海道	本社他 15事業所 (札幌市 厚別区他)	高速道路 事業	駐車場等	20	64	103 (0) [—]	2	24	214	970
㈱ネクスコ・ サポート新潟	本社他 12事業所 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	9	52	— (—) [0]	4	17	83	576 (132)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱ネクスコ 東日本 トラスティ	本社他 44事業所 (東京都 港区他)	高速道路 事業	建物附属 設備等	1,714	37	1,038 (4) [0]	51	5	2,847	388
ネクセリア 東日本㈱	本社他 9事業所 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	SA・PAの 建物等	3,273	120	6 (1) [3]	671	352	4,425	204
㈱ネクスコ 東日本 リテイル	本社 (東京都 港区)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	921	0	— (—) [1]	83	206	1,211	639 (1,376)
㈱盛岡セント ラルホテル	本社 (岩手県 盛岡市)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	12	—	— (—) [—]	—	2	14	33 (9)
㈱ネクスコ 東日本 ロジテム	本社他 1事業所 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	93	—	92 (2) [0]	26	1	214	18 (15)
㈱ネクスコ 東日本 エリア サポート	本社他 4事業所 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業 その他	事業所等	33	—	— (—) [0]	3	12	49	174
㈱ホームワー クス	本社 (東京都 港区)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	8	0	— (—) [0]	—	1	10	14 (31)
㈱ネクセリ ア・シティフ ード	本社 (東京都 文京区)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	26	—	0 (1) [0]	0	8	35	6 (40)
㈱スノーフ ーズ	本社 (札幌市 白石区)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	53	5	54 (1) [—]	5	0	120	10 (23)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。

2. 土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は962百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 臨時従業員数は、〈 〉で外書きしております。なお、㈱ネクスコ・トール東北、㈱ネクスコ・トール関東、㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・エンジニアリング東北、㈱ネクスコ東日本エンジニアリング、㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟、㈱ネクスコ・メンテナンス東北、㈱ネクスコ・メンテナンス新潟、㈱ネクスコ・パトロール東北、㈱ネクスコ・パトロール関東、㈱ネクスコ・サポート北海道、㈱ネクスコ東日本トラスティ、㈱ネクセリア東日本及び㈱ネクスコ東日本エリアサポートの臨時従業員数は、いずれも従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は82百万円であります。

5. 現在休止中の主要な設備はありません。

6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

なお、㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズは、当連結会計年度末現在事業を開始しておらず、主要な設備に該当するものもなく、従業員及び臨時従業員はおりません。

(3) 設備の新設等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 札幌南料金所 他64料金所	北海道 札幌市他	高速道路 事業	料金所施設 (ETC)	5,980	2,925	自己資金 及び 借入金	平成24年 6月	平成29年 3月
当社 五霞料金所 他24料金所	茨城県 猿島郡 五霞町他	高速道路 事業	料金所施設 (料金収受機械)	1,925	1,104	自己資金 及び 借入金	平成25年 9月	平成29年 3月
当社 守谷SA(下り線) 他2箇所	茨城県 守谷市他	道路休憩所 事業	営業用建物	5,369	450	自己資金 及び 借入金	平成24年 6月	平成30年 9月

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道常磐自動車道等、総額291,077百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産は、総額245,482百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	江戸崎PA(新設)	平成26年4月及び 平成26年7月	1,101
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市 吉岡(新設)	平成26年4月	7,507
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷JCT二次改築(改築)	平成26年7月	100
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	谷津船橋IC(新設)	平成26年10月	153
高速自動車国道常磐自動車道	福島県双葉郡富岡町大字上手岡から 福島県相馬市栗津(新設)	平成26年12月及び 平成27年3月	68,507
高速自動車国道常磐自動車道	福島県相馬市栗津から福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺(新設)	平成26年12月	13,765
高速自動車国道常磐自動車道	福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城 県亘理郡山元町大平(新設)	平成26年12月	28,620
高速自動車国道常磐自動車道	鳥の海PA(新設)	平成26年12月	916
高速自動車国道常磐自動車道	南相馬鹿島SA(新設)	平成27年2月	1,118
高速自動車国道常磐自動車道	ならばPA(新設)	平成27年3月	1,797
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	久喜白岡JCT(改築)	平成27年3月	3,996
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	久喜白岡JCT(新設)	平成27年3月	5,333
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市大字下早見から茨城県 猿島郡五霞町大字江川(新設)	平成27年3月	18,885
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨 城県つくば市新井(新設)	平成27年3月	17,965
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名 寄線	北海道茅部郡森町字赤井川から北海 道二世郡八雲町東野(新設)	平成27年3月	1,284
高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	八戸JCT(新設)	平成27年3月	50
一般国道47号(仙台北部道路)	宮城県黒川郡富谷町穀田から宮城県 黒川郡富谷町富谷(新設)	平成27年3月	30
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から埼玉 県久喜市下早見(新設)	平成27年3月	729
高速自動車国道関越自動車道新潟線	埼玉県坂戸市大字戸口から埼玉県坂 戸市大字中里(改築)	平成27年3月	406
高速自動車国道常磐自動車道等	東日本高速道路株式会社が管理する 高速道路に係る高速道路利便増進事 業に関する計画(スマートIC)(改築)	平成27年2月及び 平成27年3月	1,549
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名 寄線等	修繕	平成26年6月、 9月、12月及び 平成27年3月	63,690
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名 寄線等	災害復旧	平成26年12月	7,972
合計		—	245,482

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

協定に基づき当社が機構より借り受けている道路資産の内訳は次のとおりであり、当連結会計年度において機構へ支払った道路資産賃借料は560,190百万円であります。

(平成27年3月31日現在)

区分	年間賃借料 (百万円)
全国路線網	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線
	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
	高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
	高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
	高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道
	高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
	高速自動車国道関越自動車道新潟線
	高速自動車国道関越自動車道上越線
	高速自動車国道常磐自動車道
	高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線
	高速自動車国道北関東自動車道
	高速自動車国道中央自動車道長野線(安曇野市から千曲市まで(安曇野ICを含まない。))
	高速自動車国道北陸自動車道(新潟市から富山県下新川郡朝日町まで(朝日ICを含まない。))
	高速自動車国道成田国際空港線
	一般国道1号(横浜新道)
	一般国道6号(東水戸道路)
	一般国道6号(仙台東部道路)
	一般国道6号(仙台南部道路)
	一般国道7号(秋田外環状道路)
	一般国道7号(琴丘能代道路)
	一般国道13号(米沢南陽道路)
	一般国道13号(湯沢横手道路)
	一般国道14号(京葉道路)
	一般国道16号(横浜横須賀道路)
	一般国道16号(横浜新道)
	一般国道16号(京葉道路)
	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))
	一般国道45号(百石道路)
	一般国道47号(仙台北部道路)
	一般国道126号(千葉東金道路)
	一般国道127号(富津館山道路)
	一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))
	一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))
	一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)
	一般国道466号(第三京浜道路)
一般国道468号(横浜横須賀道路)	
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(横浜市から藤沢市まで及びあきる野市から山武市まで(あきる野ICを含む。))	
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	
560,190	

(注) 1. 道路資産賃借料は、上記の全国路線網に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。

2. 上記賃借料は、協定に基づき、当連結会計年度の料金収入の金額に応じ、82,225百万円が加算されております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設の計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	62,355	98 [60,442]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	339,005	29,884 [209,096]	昭和63年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	68,893	11,451 [20,652]	平成6年9月	平成33年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	30,621	14 [25,591]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	19,582	247 [15,916]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	122,044	20,317 [—]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	227,666	6,831 [43,090]	昭和62年1月	平成33年3月
高速自動車国道常磐自動車道	225,182	20,697 [151,064]	平成5年12月	平成34年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	931,877	333,561 [58,040]	平成5年12月	平成35年3月
高速自動車国道北関東自動車道	236,304	7,295 [220,177]	平成10年1月	平成30年3月
高速自動車国道北陸自動車道	14,639	8,005 [802]	平成14年4月	平成29年3月
一般国道13号(米沢南陽道路)	710	8 [—]	平成27年4月	平成30年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	24,950	2,832 [6,188]	平成7年3月	平成30年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	6,868	897 [4,775]	平成21年9月	平成28年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	19,971	1 [262]	平成12年7月	平成33年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,235	— [167]	平成14年9月	平成33年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	49,966	4,098 [38,776]	平成16年1月	平成32年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,690	589 [—]	昭和62年12月	平成33年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	297,115	12,255 [22,709]	平成3年12月	平成33年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	232,509	34,096 [84,823]	昭和61年12月	平成35年3月
一般国道6号(仙台東部道路)	2,755	242 [933]	平成23年10月	平成29年3月
一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	2,977	102 [—]	平成26年4月	平成28年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。

4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。

5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、当連結会計年度以降の5連結会計年度において高速道路の修繕に係る工事については398,798百万円、特定更新等工事については212,507百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で55,050百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月1日	105,000,000	105,000,000	52,500	52,500	52,500	52,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付けで高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。また、資本金に組み入れない額は、500円です。

(6) 【所有者別状況】

(平成27年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	—	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	1,050,000	—	—	—	—	—	—	1,050,000	—
所有株式数の割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

(平成27年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	105,000,000	100.00
計	—	105,000,000	100.00

(注) 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)の施行に伴い、平成26年4月1日に、国土交通大臣が所有する全株式が財務大臣の所有になるという主要株主の異動が生じています。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成27年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,000,000	1,050,000	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,050,000	—

② 【自己株式等】

(平成27年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面の間は、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、配当等の社外流出を控え、可能な限り内部留保の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業以外の事業に係る内部留保金につきましては、SA・PAの新築・改築・改修や新規事業等への投資に用いる予定しております。なお、高速道路事業において生じた利益につきましては、前記「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ①高速道路事業の特性について」をご参照ください。

なお、当社は、剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率 9.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (注)1	—	岩 沙 弘 道	昭和17年5月27日生	昭和42年4月 三井不動産株式会社入社 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成13年4月 同社代表取締役社長、社長執行役員 平成23年6月 同社代表取締役会長、会長執行役員(現在) 平成24年9月 当社取締役会長(非常勤)(現在)	(注)2	—
代表取締役社長	—	廣 瀬 博	昭和19年8月23日生	昭和42年4月 住友化学工業株式会社(現住友化学株式会社)入社 平成20年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成21年4月 同社代表取締役社長 平成23年4月 同社取締役副会長 平成24年6月 当社代表取締役社長(現在)	(注)2	—
代表取締役兼 専務執行役員	—	榑 正 剛	昭和26年11月6日生	昭和49年4月 建設省入省 平成20年7月 国土交通省国土交通審議官 平成22年11月 当社顧問 平成23年4月 当社常務執行役員 平成24年9月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長 平成26年6月 当社代表取締役兼専務執行役員経営企画本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	—	山 内 泰 次	昭和28年5月20日生	昭和51年4月 日本道路公団入社 平成23年4月 当社執行役員建設事業本部長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員建設事業本部長 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業本部長 平成25年1月 当社取締役兼常務執行役員建設・技術本部長 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員管理事業本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	—	鈴 木 次 雄	昭和29年5月3日生	昭和52年4月 日本道路公団入社 平成17年10月 当社広報室長 平成19年2月 当社事業開発部長 平成20年6月 当社執行役員事業開発部長 平成23年4月 ネクセリア東日本株式会社代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員総務・経理本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	—	遠 藤 元 一	昭和30年1月1日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成20年7月 当社建設事業部建設担当部長 平成23年4月 当社執行役員関東支社副支社長 平成24年6月 当社執行役員関東支社長 平成25年6月 当社常務執行役員関東支社長 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員建設・技術本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	—	萩 原 隆 一	昭和30年8月10日生	昭和54年4月 日本道路公団入社 平成18年10月 株式会社ネクスコ・ツール関東代表取締役専務 平成20年6月 当社人事部長 平成23年4月 当社執行役員総務本部人事部長 平成25年1月 当社執行役員総務・経理本部人事部長 平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員事業開発本部長(現在)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	樋口 幸男	昭和28年11月8日生	昭和51年4月 住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成19年4月 同社執行役員中部本部長兼中部本部損害サービス・イノベーション本部長 平成21年4月 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社代表取締役社長 平成23年4月 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社代表取締役社長 平成25年4月 同社代表取締役会長 平成26年4月 三井住友海上火災保険株式会社特別顧問 平成26年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)4	—
監査役 (常勤)	—	井川 裕昌	昭和33年10月13日生	昭和57年4月 大蔵省入省 平成22年7月 財務省九州財務局長 平成23年7月 同省大臣官房付兼内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)兼内閣官房郵政改革推進室副室長 平成24年5月 同省大臣官房付兼内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)兼内閣官房郵政民営化推進室副室長兼郵政民営化委員会事務局次長 平成25年6月 同省名古屋税関長 平成26年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)4	—
監査役	—	大泉 隆史	昭和21年10月20日生	昭和46年7月 検事任官(東京地方検察庁) 平成16年1月 公安調査庁長官 平成18年12月 仙台高等検察庁検事長 平成19年7月 大阪高等検察庁検事長 平成21年3月 弁護士登録(弘中総合法律事務所)(現在) 平成26年6月 当社監査役(現在)	(注)4	—
監査役	—	清水 涼子	昭和33年9月7日生	昭和57年4月 シティバンク、エヌ・エイ入社 平成1年4月 中央新光監査法人(現みずず監査法人)入所 平成4年4月 公認会計士登録 平成12年7月 中央青山監査法人(現みずず監査法人)入所 平成19年4月 関西大学大学院会計研究科教授(現在) 平成26年6月 当社監査役(現在)	(注)4	—
計						—

(注) 1. 取締役会長岩沙弘道は、非常勤の取締役であります。

2. 平成26年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成26年6月25日)から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 平成27年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成27年6月23日)から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 平成26年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成26年6月25日)から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 監査役は全員、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(ア) 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、取締役全員7名で構成され、監査役が出席し、取締役会規程に則り、月1回開催を原則として必要に応じ随時開催し、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、必要と認められる事項について報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。当事業年度における取締役会の開催回数は15回であります。

(b) 経営会議

取締役会における審議をより適切かつ効率的に行うこと及び経営上重要な事項については十分な審議を尽くすことを目的として、平成24年7月25日から経営会議を設置しました。経営会議は、社長、本部長及び社長の指名する常務執行役員で構成され、監査役のほか、会議の都度、事項ごとに社長が指名する者が出席し、毎月2回開催を原則としています。当事業年度における経営会議の開催回数は23回であります。

(c) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。当事業年度におけるコンプライアンス委員会の開催回数は2回であります。

(d) リスク管理推進委員会

当社は、リスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等を行っております。当事業年度におけるリスク管理推進委員会の開催回数は2回であります。

(e) 労働安全衛生推進委員会

当社は、労働安全衛生推進委員会を設置し、社員等の危険及び健康障害の防止並びに快適な労働環境の形成と促進を図り、安全衛生を推進しております。当事業年度における開催回数は2回であります。

(f) CSR推進委員会

当社は、総務・経理本部長を委員長とするCSR推進委員会を設置し、当社グループが一体となって取り組む社会的責任に係る活動（CSR活動）の方針に関する審議、グループ内のCSR活動に関する調整、支援全般等を行っております。当事業年度におけるCSR推進委員会の開催回数は1回であります。

(g) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務の執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。当事業年度における監査役会の開催回数は15回であります。

(イ) 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議（平成18年4月27日決議、平成27年3月26日最終改定）しており、その内容は次のとおりであります。

- (a) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。
高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。
また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。
- (b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。
- (c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。
また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。
- (d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。
また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。
- (e) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。
また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。
加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。
- (f) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。
- (ii) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。
- (iii) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営するなど、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。
- (iv) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的実施する。
- (g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

(h) 前(g)の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

前(g)の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

(i) 当社の監査役への報告に関する体制

(i) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

(ii) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

前(i)の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

(j) 前(i)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

(k) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、請求に応じる。

(l) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

(ウ) 監査役監査及び内部監査の状況

当社は、監査役会の庶務その他監査役職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等により厳正な監査を実施しております。監査役室所属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、当社は、内部監査部門として業務監査室を設置し、7名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告のうえ、さらに取締役会まで報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を適時適切に報告しております。

(エ) 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 大下内 徹	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 打越 隆	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 秋山 修一郎	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士19名及び公認会計士試験合格者等8名を主たる構成員とし、その他の補

助者9名も加えて構成されております。

(オ) 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係について

当社の社外監査役4名全員と当社とは、人的關係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として、安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規定等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取り組んでおります。

さらに、総務・経理本部長を委員長とするリスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等の事務を所掌するとともに、毎事業年度、リスクマネジメントの現状を取締役に報告することとしております。

④ 取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	支給人数	報酬等の額	備考
取締役	8人	128百万円	取締役の報酬額 年間200百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)
監査役	7人	55百万円	監査役の報酬額 年間70百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)

- (注) 1. 上記の支給人数には、第9期定時株主総会において退任した取締役2名及び監査役3名を含んでおり、無報酬の取締役は含んでおりません。
2. 上記のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として10百万円(退任した役員分を含む。)を繰り入れております。
3. 上記報酬等の額には、第9期定時株主総会において退任した取締役2名に対して支給した退職慰労金16百万円及び監査役2名に対して支給した退職慰労金9百万円を含んでおります。
4. 上記報酬等の額には、社外監査役6名に対する報酬等47百万円を含んでおります。

⑤ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

⑨ 会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記責任限定が認められるのは、監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注) 1	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注) 2	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	75	—	74	1
連結子会社	17	2	17	2
計	92	2	92	3

- (注) 1. 当社が監査法人に委託した普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務他の対価9百万円を含んでおります。
2. 当社が監査法人に委託した普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務他の対価7百万円を含んでおります。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社内向け研修業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構や新日本有限責任監査法人が実施するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 15,882	※1 20,378
高速道路事業営業未収入金	70,355	85,091
未収入金	18,533	6,027
有価証券	16,499	44,099
仕掛道路資産	469,536	514,958
その他のたな卸資産	※2 3,673	※2 3,688
受託業務前払金	7,289	5,800
繰延税金資産	1,304	1,296
その他	11,168	21,276
貸倒引当金	△14	△10
流動資産合計	614,228	702,606
固定資産		
有形固定資産		
建物	50,588	54,755
減価償却累計額	△14,762	△17,089
建物（純額）	35,825	37,665
構築物	48,325	50,794
減価償却累計額	△11,623	△12,860
構築物（純額）	36,701	37,933
機械及び装置	116,460	117,508
減価償却累計額	△68,502	△70,787
機械及び装置（純額）	47,957	46,721
車両運搬具	30,178	34,012
減価償却累計額	△20,485	△23,943
車両運搬具（純額）	9,693	10,068
工具、器具及び備品	11,951	13,105
減価償却累計額	△8,016	△8,863
工具、器具及び備品（純額）	3,934	4,241
土地	86,531	87,050
リース資産	4,196	4,938
減価償却累計額	△1,808	△2,147
リース資産（純額）	2,388	2,791
建設仮勘定	1,895	3,801
有形固定資産合計	224,927	230,273
無形固定資産	9,932	9,962

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 22,928	※3 25,175
長期前払費用	1,863	2,064
退職給付に係る資産	-	174
繰延税金資産	4,454	3,194
その他	3,674	4,567
貸倒引当金	△135	△132
投資その他の資産合計	32,784	35,042
固定資産合計	267,644	275,278
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	551	466
繰延資産合計	551	466
資産合計	※1 882,424	※1 978,351
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	118,824	195,701
1年内返済予定の長期借入金	2,261	5
リース債務	797	922
未払金	35,957	50,433
未払法人税等	2,240	3,307
預り金	1,407	1,543
受託業務前受金	9,153	6,731
前受金	1,473	1,354
賞与引当金	4,938	5,105
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	66	45
回数券払戻引当金	24	21
その他	25,993	6,470
流動負債合計	203,138	271,643
固定負債		
道路建設関係社債	※1 354,643	※1 274,843
道路建設関係長期借入金	50,000	145,000
長期借入金	10	10
リース債務	1,775	2,170
受入保証金	8,783	8,987
ETCマイレージサービス引当金	8,365	9,350
その他の引当金	607	649
退職給付に係る負債	94,515	83,072
負ののれん	4,342	4,024
その他	145	330
固定負債合計	523,190	528,439
負債合計	726,329	800,082

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	63,277	69,521
株主資本合計	174,570	180,815
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	37
退職給付に係る調整累計額	△18,477	△2,583
その他の包括利益累計額合計	△18,475	△2,546
純資産合計	156,094	178,268
負債純資産合計	882,424	978,351

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
営業収益	859,053	1,088,710
営業費用		
道路資産賃借料	461,842	560,190
高速道路等事業管理費及び売上原価	324,115	433,400
販売費及び一般管理費	※2 69,842	※2 88,252
営業費用合計	※1 855,800	※1 1,081,843
営業利益	3,252	6,867
営業外収益		
受取利息	54	230
土地物件貸付料	353	363
持分法による投資利益	1,312	1,386
その他	1,027	1,351
営業外収益合計	2,748	3,332
営業外費用		
支払利息	86	28
損害賠償金	32	40
控除対象外消費税	33	73
その他	52	34
営業外費用合計	206	176
経常利益	5,795	10,022
特別利益		
負ののれん発生益	-	5,125
投資有価証券売却益	88	-
その他	279	340
特別利益合計	367	5,465
特別損失		
固定資産除却損	※3 635	※3 401
その他	255	13
特別損失合計	891	415
税金等調整前当期純利益	5,271	15,073
法人税、住民税及び事業税	3,585	4,480
法人税等調整額	△610	299
法人税等合計	2,974	4,779
少数株主損益調整前当期純利益	2,296	10,293
当期純利益	2,296	10,293

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,296	10,293
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	26	38
退職給付に係る調整額	-	15,897
持分法適用会社に対する持分相当額	1	△6
その他の包括利益合計	※1 27	※1 15,929
包括利益	2,323	26,222
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,323	26,222
少数株主に係る包括利益	-	-

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	60,980	172,274	△25	—	△25	172,248
当期変動額								
当期純利益			2,296	2,296				2,296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					27	△18,477	△18,450	△18,450
当期変動額合計	—	—	2,296	2,296	27	△18,477	△18,450	△16,153
当期末残高	52,500	58,793	63,277	174,570	1	△18,477	△18,475	156,094

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	63,277	174,570	1	△18,477	△18,475	156,094
会計方針の変更による 累積的影響額			△4,048	△4,048				△4,048
会計方針の変更を反映し た当期首残高	52,500	58,793	59,228	170,522	1	△18,477	△18,475	152,046
当期変動額								
当期純利益			10,293	10,293				10,293
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					35	15,893	15,929	15,929
当期変動額合計	—	—	10,293	10,293	35	15,893	15,929	26,222
当期末残高	52,500	58,793	69,521	180,815	37	△2,583	△2,546	178,268

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,271	15,073
減価償却費	23,229	24,533
減損損失	203	1
負ののれん発生益	-	△5,125
持分法による投資損益 (△は益)	△1,312	△1,386
賞与引当金の増減額 (△は減少)	904	165
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△41	△10
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	2,091	1,303
受取利息及び受取配当金	△61	△239
支払利息	4,510	3,238
固定資産売却損益 (△は益)	△262	△322
固定資産除却損	2,763	2,376
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,358	△2,859
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △85,212	※2 △45,428
仕入債務の増減額 (△は減少)	16,337	74,449
未払又は未収消費税等の増減額	1,280	16,370
仮払消費税等の増減額 (△は増加)	△3,016	△9,664
その他	2,671	865
小計	△42,001	73,340
利息及び配当金の受取額	112	119
利息の支払額	△4,384	△3,632
法人税等の還付額	22	515
法人税等の支払額	△5,395	△3,590
営業活動によるキャッシュ・フロー	△51,645	66,752
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△30,053	△30,091
固定資産の売却による収入	455	2,697
投資有価証券の取得による支出	△544	-
投資有価証券の売却による収入	220	437
関係会社株式の取得による支出	-	△65
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	※3 998
その他	250	△335
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,670	△26,359
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	130,000
長期借入金の返済による支出	※2 △20,534	※2 △37,270
道路建設関係社債発行による収入	124,713	144,690
道路建設関係社債償還による支出	※2 △109,988	※2 △224,872
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	19,999	△19,999
その他	△753	△943
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,436	△8,395
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△37,880	31,996
現金及び現金同等物の期首残高	70,226	32,345
現金及び現金同等物の期末残高	※1 32,345	※1 64,342

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 25社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北
(株)ネクスコ・トール関東
(株)ネクスコ・トール北関東
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道
(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道
(株)ネクスコ・メンテナンス東北
(株)ネクスコ・メンテナンス関東
(株)ネクスコ・メンテナンス新潟
(株)ネクスコ・パトロール東北
(株)ネクスコ・パトロール関東
(株)ネクスコ・サポート北海道
(株)ネクスコ・サポート新潟
(株)ネクスコ東日本トラスティ
ネクセリア東日本(株)
(株)ネクスコ東日本リテイ
(株)盛岡セントラルホテル
(株)ネクスコ東日本ロジテム
(株)ネクスコ東日本エリアサポート
(株)ホームワークス
(株)ネクセリア・シティフード
(株)スノーフーズ
(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ

当連結会計年度において、株式の取得等により、(株)ネクセリア・シティフード及び同子会社(株)スノーフーズ、並びに同社親会社(株)リバースを連結の範囲に含めることといたしました。なお、(株)リバースは、(株)ネクセリア・シティフードとの合併により消滅しております。

連結子会社のうち、(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズについては、当連結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)
(株)NEXCOシステムズ
(株)高速道路総合技術研究所
ハイウェイ・トール・システム(株)
(株)NEXCO保険サービス
東北高速道路ターミナル(株)
日本高速道路インターナショナル(株)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

①道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

④回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑦カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産

直入法により処理しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。

なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、発生年度より実質的判断による見積年数で均等償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額について利益剰余金に加減し、割引率の決定方法の変更による退職給付債務の影響額は、その他の包括利益に計上しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が4,168百万円増加し、利益剰余金が4,048百万円減少し、当連結会計年度のその他の包括利益累計額が11,902百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響額は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）
- ・「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）

(1) 概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「負ののれん償却額」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「負ののれん償却額」318百万円、「その他」709百万円は、「その他」1,027百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「固定資産売却益」270百万円、「その他」8百万円は、「その他」279百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「減損損失」203百万円、「その他」52百万円は、「その他」255百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未払又は未収消費税等の増減額」及び「仮払消費税等の増減額(△は増加)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた935百万円は、「未払又は未収消費税等の増減額」1,280百万円、「仮払消費税等の増減額(△は増加)」△3,016百万円、「その他」2,671百万円として組み替えております。

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更し、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

なお、連結財務諸表の組替えの内容及び連結財務諸表の主な項目に係る前連結会計年度における金額は当該箇所に記載しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度(平成26年3月31日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債355,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債220,000百万円の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債275,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債335,000百万円の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

※2 その他のたな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
商品	434百万円	421百万円
未成工事支出金	708百万円	954百万円
原材料及び貯蔵品	2,530百万円	2,313百万円
合計	3,673百万円	3,688百万円

※3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	21,805百万円	23,208百万円
(うち、共同支配企業に対する投資 の金額)	(2,203百万円)	(2,463百万円)

5 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当連結会計年度 (平成27年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	3,008,671百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	1,408,850百万円
中日本高速道路(株)	2,345百万円	中日本高速道路(株)	8百万円
西日本高速道路(株)	27百万円	西日本高速道路(株)	21百万円
合計	3,011,044百万円	合計	1,408,881百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当連結会計年度 (平成27年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	7,516百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	3,764百万円

- ② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当連結会計年度 (平成27年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	280,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	385,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が225,000百万円、道路建設関係長期借入金が35,000百万円それぞれ減少しております。

(連結損益計算書関係)

※1 研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	1,040百万円	1,086百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
給与手当	12,902百万円	12,291百万円
賞与引当金繰入額	1,197百万円	1,133百万円
退職給付費用	2,849百万円	2,619百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	8,365百万円	9,350百万円
その他の引当金繰入額	69百万円	66百万円
利用促進費	24,489百万円	42,044百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物	314百万円	189百万円
その他	46百万円	47百万円
撤去費用	274百万円	165百万円
合計	635百万円	401百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	19百万円	56百万円
組替調整額	6百万円	0百万円
税効果調整前	26百万円	57百万円
税効果額	△0百万円	△18百万円
その他有価証券評価差額金	26百万円	38百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	－百万円	14,528百万円
組替調整額	－百万円	2,566百万円
税効果調整前	－百万円	17,095百万円
税効果額	－百万円	△1,197百万円
退職給付に係る調整額	－百万円	15,897百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	1百万円	△6百万円
その他の包括利益合計	27百万円	15,929百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	15,882百万円	20,378百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△36百万円	△36百万円
預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー(有価証券)	16,499百万円	43,999百万円
現金及び現金同等物	32,345百万円	64,342百万円

※2 前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△109,988百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△109,988百万円であります。また、長期借入金の返済による支出△20,534百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△15,000百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△85,212百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額119,473百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△224,872百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△224,872百万円であります。また、長期借入金の返済による支出△37,270百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△35,000百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△45,428百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額245,482百万円が含まれております。

※3 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内容

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収支(純額)との関係は次のとおりであります。

(株)ネクセリア・シティフード及び同社子会社(株)スノーフーズ、並びに同社親会社(株)リバース
(平成26年4月1日現在)

流動資産	1,194百万円
固定資産	4,321百万円
流動負債	△62百万円
固定負債	△61百万円
負ののれん発生益	△5,125百万円
既所有分	△259百万円
段階取得に係る差益	△7百万円
<hr/>	
株式の取得原価	0百万円
現金及び現金同等物	△998百万円
<hr/>	
差引：取得による収入	998百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3	2	0
車両運搬具	13	13	0
合計	16	15	1

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	—	—	—
車両運搬具	—	—	—
合計	—	—	—

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	1	—
1年超	—	—
合計	1	—

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
支払リース料	4	1
減価償却費相当額	4	1

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	477,964	480,446
1年超	18,084,170	21,602,972
合計	18,562,135	22,083,418

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	817	904
1年超	1,505	964
合計	2,322	1,868

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。)に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っております。

長期の資金調達においては、固定金利による調達(社債等)の比率を高め、その余を変動金利による調達(金融機関からの借入)によっていることから、金利変動リスクは最小限にとどめております。また、変動金利による調達(金融機関からの借入)に関しては金利変動リスクがありますが、市中における金利環境及び当該借入金の借入期間を考慮のうえ、返済までの金利変動リスクは限定的であると判断されることから、デリバティブは利用しておりません。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。)に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っております。

長期の資金調達においては、固定金利による調達(社債等)の比率を高め、その余を変動金利による調達(金融機関からの借入)によっていることから、金利変動リスクは最小限にとどめております。また、変動金利による調達(金融機関からの借入)に関しては金利変動リスクがありますが、市中における金利環境及び当該借入金の借入期間を考慮のうえ、返済までの金利変動リスクは限定的であると判断されることから、デリバティブは利用しておりません。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	15,882	15,882	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	70,355 △14		
	70,341	70,341	—
(3) 未収入金	18,533	18,533	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	16,879	16,881	1
② その他有価証券	155	155	—
資産計	121,791	121,793	1
(1) 高速道路事業営業未払金	118,824	118,824	—
(2) 未払金	35,957	35,957	—
(3) コマーシャル・ペーパー (流動負債 その他)	19,999	19,999	—
(4) 道路建設関係社債	354,643	364,406	9,762
(5) 道路建設関係長期借入金	50,000	50,000	—
(6) 長期借入金	2,271	2,294	22
負債計	581,697	591,481	9,784

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	20,378	20,378	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	85,091 △10		
	85,080	85,080	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	44,379	44,381	1
② その他有価証券	951	951	—
資産計	150,790	150,792	1
(1) 高速道路事業営業未払金	195,701	195,701	—
(2) 未払金	50,433	50,433	—
(3) 道路建設関係社債	274,843	278,404	3,560
(4) 道路建設関係長期借入金	145,000	143,828	△1,171
負債計	665,978	668,367	2,389

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

前連結会計年度（平成26年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金並びに (3) コマーシャル・ペーパー（流動負債 その他）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (5) 道路建設関係長期借入金並びに(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金並びに(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (4) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	22,393	23,943

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,511	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	70,355	—	—	—
未収入金	18,533	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	279	—	—
満期保有目的の債券(その他)	16,500	100	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	55	—	100
合計	119,900	434	—	100

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,938	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	85,091	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	279	—	—
満期保有目的の債券(その他)	44,100	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	—	200	100
合計	148,129	279	200	100

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
コマーシャル・ペーパー	20,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	50,000	120,000	175,000	10,000
長期借入金	2,261	1	1	20,001	30,001	5
合計	22,261	1	50,001	140,001	205,001	10,005

当連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	—	120,000	155,000	—
長期借入金	5	4	0	15,000	130,000	3
合計	5	4	0	135,000	285,000	3

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	379	381	1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	379	381	1
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	16,499	16,499	△0
小計	16,499	16,499	△0
合計	16,879	16,881	1

当連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	379	381	1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	379	381	1
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	43,999	43,999	△0
小計	43,999	43,999	△0
合計	44,379	44,381	1

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	100	100	—
その他	55	55	—
小計	155	155	—
合計	155	155	—

当連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	22	11	11
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	209	199	9
その他	108	100	8
その他	—	—	—
小計	341	311	29
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	610	610	—
小計	610	610	—
合計	951	922	29

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	220	88	28
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
合計	220	88	28

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	100	—	△0
その他	120	—	—
その他	217	—	—
合計	437	—	△0

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度及び確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2 確定給付制度

以下の注記には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができる複数事業主制度の厚生年金基金制度を含みます。

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	133,808	134,256
会計方針の変更による累積的影響額	—	△7,656
会計方針の変更を反映した期首残高	133,808	126,599
勤務費用	4,890	4,056
利息費用	1,299	1,821
数理計算上の差異の当期発生額	△931	594
退職給付の支払額	△5,380	△4,966
過去勤務費用の当期発生額	—	41
従業員からの拠出額	569	567
退職給付債務の期末残高	134,256	128,714

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	38,922	41,338
期待運用収益	1,444	1,280
数理計算上の差異の当期発生額	284	3,297
事業主からの拠出額	2,279	3,198
従業員からの拠出額	569	567
退職給付の支払額	△2,233	△2,318
年金資産の期末残高	41,338	47,362

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,653	1,597
新規連結による増加額	—	6
退職給付費用	270	242
退職給付の支払額	△152	△157
制度への拠出額	△175	△143
退職給付に係る負債と資産の純額	1,597	1,545

(4) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	98,443	93,314
年金資産	△42,980	△49,249
	55,462	44,064
非積立型制度の退職給付債務	39,052	38,833
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	94,515	82,898
退職給付に係る負債	94,515	83,072
退職給付に係る資産	—	△174
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	94,515	82,898

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	4,890	4,056
利息費用	1,299	1,821
期待運用収益	△1,444	△1,280
数理計算上の差異の費用処理額	2,847	2,640
過去勤務費用の費用処理額	△17	△31
簡便法で計算した退職給付費用	270	242
その他	△195	△179
確定給付制度に係る退職給付費用	7,650	7,270

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
過去勤務費用	—	△72
数理計算上の差異	—	17,167
合計	—	17,095

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	△130	△57
未認識数理計算上の差異	19,501	2,333
合計	19,371	2,276

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
株式	40%	39%
債券	28%	31%
生命保険一般勘定	12%	12%
その他	20%	18%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	0.2%～1.4%	0.1%～1.8%
長期期待運用収益率	1.0%～5.0%	1.0%～5.0%
予想昇給率	0.1%～7.7%	0.1%～7.7%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度(確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。)への要拠出額は、前連結会計年度637百万円、当連結会計年度640百万円でありました。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(全国建設厚生年金基金)

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
年金資産の額	225,553	245,222
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の 額との合計額(注1)	218,438	231,327
差引額	7,114	13,895

(注) 1. 前連結会計年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります
2. 上記については入手可能な直近時点(前連結会計年度：平成25年3月31日現在、当連結会計年度：平成26年3月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合

前連結会計年度 6.58%(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当連結会計年度 6.88%(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(注)なお、上記については入手可能な直近時点(前連結会計年度：平成25年3月31日現在、当連結会計年度：平成26年3月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、繰越不足金(前連結会計年度△13,733百万円)、別途積立金(当連結会計年度7,114百万円)、当年度剰余金(前連結会計年度20,847百万円、当連結会計年度6,780百万円)であります。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,818百万円	1,770百万円
退職給付に係る負債	33,427百万円	26,815百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,962百万円	3,020百万円
その他	6,471百万円	6,880百万円
繰延税金資産小計	44,680百万円	38,487百万円
評価性引当額	△38,901百万円	△33,945百万円
繰延税金資産合計	5,779百万円	4,541百万円
繰延税金負債		
その他	△41百万円	△245百万円
繰延税金負債合計	△41百万円	△245百万円
繰延税金資産の純額	5,737百万円	4,296百万円

(注)前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産額の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,304百万円	1,296百万円
固定資産－繰延税金資産	4,454百万円	3,194百万円
固定負債－その他	△21百万円	△194百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
評価性引当額	27.1%	8.0%
持分法による投資利益	△9.4%	△3.3%
負ののれん発生益	—	△12.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.0%	1.7%
その他	△1.1%	1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.4%	31.7%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が223百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が248百万円、その他有価証券評価差額金額が1百万円、退職給付に係る調整累計額が23百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称

㈱ネクセリア・シティフード及び同社子会社㈱スノーフーズ、並びに同社親会社㈱リバース。なお、㈱リバースは、当連結会計年度において、㈱ネクセリア・シティフードが吸収合併したため、消滅しております。

事業の内容

飲食店事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

㈱ネクセリア・シティフード及び㈱スノーフーズについては飲食店事業等を展開しておりますが、これらの業務ノウハウを取得して、今後の当社グループにおける収益事業の基盤強化を図るため、同社の経営権を取得いたしました。

(3) 企業結合日

平成26年6月16日

(4) 企業結合の法的形式

当社の連結子会社でありますネクセリア東日本㈱による、現金を対価とした、㈱ネクセリア・シティフード(旧社名㈱パプリス)及び㈱リバースの株式の取得並びに㈱リバースによるネクセリア東日本㈱を除く他の株主からの自己株式の取得

(5) 結合後の企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

(㈱ネクセリア・シティフード)

企業結合直前に所有していた議決権比率 14.9%

企業結合日に取得した議決権比率 85.1%

取得後の議決権比率 100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

ネクセリア東日本㈱が、現金を対価として被取得企業の議決権比率の100%を取得したため。

2 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

株式取得の対価 0百万円

自己株式取得の対価 0百万円

4 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 7百万円

5 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

5,125百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,194百万円
固定資産	4,321百万円
資産合計	5,516百万円
流動負債	62百万円
固定負債	61百万円
負債合計	123百万円

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものであります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	3,610	3,876
		期中増減額	266	294
		期末残高	3,876	4,170
	期末時価	3,876	4,170	
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	79,450	83,532
		期中増減額	4,082	1,731
		期末残高	83,532	85,264
	期末時価	83,108	86,155	

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、羽生PA(上り)における投資等(2,199百万円)によるものであります。当連結会計年度の主な増加は、事業用資産から賃貸不動産への振替(1,113百万円)によるものであります。
 3. 各連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
賃貸等不動産	賃貸収益	421	462
	賃貸費用	239	252
	差額	181	209
	その他(売却損益等)	—	0
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益	21,066	21,586
	賃貸費用	17,547	18,525
	差額	3,518	3,061
	その他(売却損益等)	312	115

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
営業収益							
外部顧客への営業収益	781,150	31,183	45,149	857,483	1,569	—	859,053
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	4,699	—	96	4,795	31	△4,826	—
計	785,849	31,183	45,246	862,279	1,600	△4,826	859,053
セグメント利益又は損失(△)	△308	△65	3,609	3,236	10	6	3,252
セグメント資産	695,664	22,465	117,135	835,265	4,244	42,915	882,424
その他の項目							
減価償却費	18,078	—	2,625	20,703	140	2,385	23,229
持分法適用会社への投資	21,211	—	—	21,211	594	—	21,805
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	23,651	—	7,542	31,193	256	2,061	33,511

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額6百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (2)セグメント資産の調整額42,915百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産63,196百万円及びセグメント間消去△20,281百万円が含まれております。
 (3)減価償却費の調整額2,385百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,061百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
営業収益							
外部顧客への営業収益	1,025,937	17,643	43,474	1,087,055	1,655	—	1,088,710
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	5,281	—	90	5,372	41	△5,413	—
計	1,031,219	17,643	43,564	1,092,427	1,696	△5,413	1,088,710
セグメント利益又は損失(△)	4,331	23	2,642	6,996	△96	△32	6,867
セグメント資産	761,552	9,605	124,286	895,444	4,885	78,021	978,351
その他の項目							
減価償却費	18,776	—	3,134	21,910	169	2,453	24,533
持分法適用会社への投資	22,570	—	—	22,570	638	—	23,208
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	21,831	—	5,755	27,586	561	4,417	32,564

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額△32百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (2)セグメント資産の調整額78,021百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産100,710百万円及びセグメント間消去△22,688百万円が含まれております。
 (3)減価償却費の調整額2,453百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,417百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	117,884	高速道路

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	245,595	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円) (注)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	165	—	—	165	—	37	203

(注) 主に報告セグメントに帰属しない社宅であります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	1	1	—	—	1

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	3,465	—	877	4,342	—	—	4,342

(注) 当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	3,205	—	819	4,024	—	—	4,024

(注) 当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
負ののれん発生益	—	—	5,125	5,125	—	—	5,125

負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要

道路休憩所：㈱ネクセリア・シティフード他2社の子会社化によるものです。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	東京都 港区	5,376,311	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付、承 継債務の 返済等	なし	道路資産の 借受	道路資産賃 借料の支払	461,842	高速道路事 業営業未払 金	90,158
						道路資産及 び債務の引 渡等	道路資産完 成高	117,474	高速道路事 業営業未収 入金	13,219
							債務の引渡 及び債務保 証(注1)	125,000	—	—
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注2)	3,008,671	—	—
債務保証 (注3)	162,516	—	—							

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、7,516百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と、155,000百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	横浜市 西区	5,491,663	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	道路資産の 借受	道路資産賃 借料の支払	560,190	高速道路事 業営業未払 金	131,819
						道路資産及 び債務の引 渡等	道路資産完 成高	245,482	高速道路事 業営業未収 入金	18,202
							債務の引渡 及び債務保 証(注1)	260,000	—	—
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注2)	1,408,850	—	—
債務保証 (注3)	128,764	—	—							

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、3,764百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と、125,000百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社である東京湾横断道路(株)を含む、すべての持分法適用関連会社(7社)の要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
流動資産合計	496,674	495,269
固定資産合計	9,817	10,782
流動負債合計	43,929	26,579
固定負債合計	357,922	373,698
純資産合計	104,642	105,775
営業収益	28,844	32,256
税引前当期純利益金額	1,147	1,829
当期純利益金額	762	1,048

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	1,486.61円	1,697.79円
1株当たり当期純利益金額	21.87円	98.03円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	2,296	10,293
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,296	10,293
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	156,094	178,268
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	156,094	178,268
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東日本高速道路㈱	政府保証第4回 東日本高速道路債券	平成18年 6月27日	19,965	—	1.9	有	平成28年 6月27日
東日本高速道路㈱	政府保証第5回 東日本高速道路債券	平成18年 8月25日	19,981	—	2.0	有	平成28年 8月25日
東日本高速道路㈱	政府保証第6回 東日本高速道路債券	平成18年 11月24日	9,984	—	1.8	有	平成28年 11月24日
東日本高速道路㈱	政府保証第7回 東日本高速道路債券	平成19年 8月24日	9,995	—	1.9	有	平成29年 8月24日
東日本高速道路㈱	政府保証第8回 東日本高速道路債券	平成19年 9月21日	9,974	—	1.7	有	平成29年 9月21日
東日本高速道路㈱	政府保証第9回 東日本高速道路債券	平成19年 10月25日	9,993	—	1.8	有	平成29年 10月25日
東日本高速道路㈱	政府保証第10回 東日本高速道路債券	平成19年 12月21日	9,978	—	1.5	有	平成29年 12月21日
東日本高速道路㈱	政府保証第11回 東日本高速道路債券	平成20年 2月27日	10,000	—	1.6	有	平成30年 2月27日
東日本高速道路㈱	政府保証第12回 東日本高速道路債券	平成20年 3月26日	9,968	—	1.4	有	平成30年 3月26日
東日本高速道路㈱	政府保証第13回 東日本高速道路債券	平成20年 10月21日	9,993	9,994	1.6	有	平成30年 10月19日
東日本高速道路㈱	政府保証第14回 東日本高速道路債券	平成20年 12月24日	9,969	9,976	1.4	有	平成30年 12月21日
東日本高速道路㈱	政府保証第15回 東日本高速道路債券	平成21年 2月25日	19,922	19,938	1.3	有	平成31年 2月25日
東日本高速道路㈱	政府保証第16回 東日本高速道路債券	平成21年 3月26日	9,965	9,972	1.3	有	平成31年 3月26日
東日本高速道路㈱	政府保証第17回 東日本高速道路債券	平成21年 11月26日	9,952	9,961	1.4	有	平成31年 11月26日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第18回社債	平成24年 8月28日	20,000	—	0.387	有	平成29年 9月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第19回社債	平成24年 12月4日	20,000	—	0.330	有	平成29年 12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第20回社債	平成25年 1月31日	20,000	—	0.289	有	平成29年 12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第21回社債	平成25年 6月4日	25,000	—	0.580	有	平成30年 6月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第22回社債	平成25年 7月30日	30,000	—	0.401	有	平成30年 6月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第23回社債	平成25年 9月20日	20,000	20,000	0.381	有	平成30年 9月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第24回社債	平成25年 12月4日	20,000	20,000	0.319	有	平成30年 12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第25回社債	平成26年 3月11日	30,000	30,000	0.299	有	平成31年 3月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第26回社債	平成26年 5月19日	—	35,000	0.305	有	平成31年 6月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第27回社債	平成26年 7月29日	—	35,000	0.248	有	平成31年 6月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第28回社債	平成26年 11月18日	—	40,000	0.248	有	平成31年 12月20日
東日本高速道路㈱	東日本高速道路 株式会社第29回社債	平成27年 2月3日	—	35,000	0.180	有	平成32年 3月19日
合計	—	—	354,643	274,843	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は225,000百万円(額面)であります。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	120,000	155,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,261	5	1.40	—
1年以内に返済予定のリース債務	797	922	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	50,010	145,010	0.32	平成29年1月～平成35年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,775	2,170	—	平成28年4月～平成40年7月
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内) [流動負債・その他]	19,999	—	—	—
合計	74,844	148,108	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務は、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、145,000百万円は道路建設関係長期借入金であります。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は35,000百万円であります。
5. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4	0	15,000	130,000
リース債務	788	632	443	174

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,146	15,530
高速道路事業営業未収入金	70,359	85,095
未収入金	17,358	5,250
リース投資資産	-	279
有価証券	16,499	43,999
仕掛道路資産	470,943	516,537
商品	4	3
原材料	581	552
貯蔵品	991	776
受託業務前払金	7,353	5,927
前払金	230	192
前払費用	298	370
繰延税金資産	286	237
その他の流動資産	※4 10,890	※4 19,732
貸倒引当金	△14	△10
流動資産合計	609,930	694,478
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,926	1,867
減価償却累計額	△778	△793
建物（純額）	1,147	1,073
構築物	41,233	43,237
減価償却累計額	△7,670	△8,576
構築物（純額）	33,562	34,660
機械及び装置	114,395	114,768
減価償却累計額	△67,429	△69,483
機械及び装置（純額）	46,965	45,285
車両運搬具	27,478	31,095
減価償却累計額	△18,839	△22,098
車両運搬具（純額）	8,639	8,997
工具、器具及び備品	6,325	6,755
減価償却累計額	△4,379	△4,572
工具、器具及び備品（純額）	1,945	2,182
土地	3	3
リース資産	221	63
減価償却累計額	△154	△31
リース資産（純額）	67	31
建設仮勘定	1,066	2,165
有形固定資産合計	93,397	94,399
無形固定資産	3,678	3,235
高速道路事業固定資産合計	97,075	97,635

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	29,711	31,743
減価償却累計額	△8,458	△9,812
建物(純額)	21,253	21,930
構築物	6,372	6,802
減価償却累計額	△3,416	△3,701
構築物(純額)	2,955	3,100
機械及び装置	1,873	2,682
減価償却累計額	△783	△966
機械及び装置(純額)	1,090	1,715
工具、器具及び備品	344	411
減価償却累計額	△155	△195
工具、器具及び備品(純額)	188	215
土地	73,118	73,119
建設仮勘定	690	998
有形固定資産合計	99,297	101,080
無形固定資産	93	134
関連事業固定資産合計	99,390	101,215
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	8,549	9,613
減価償却累計額	△3,163	△3,549
建物(純額)	5,386	6,064
構築物	652	710
減価償却累計額	△415	△440
構築物(純額)	237	269
機械及び装置	117	117
減価償却累計額	△57	△87
機械及び装置(純額)	60	30
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	△0	△0
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	1,400	1,559
減価償却累計額	△927	△1,084
工具、器具及び備品(純額)	472	474
土地	11,373	11,593
リース資産	426	550
減価償却累計額	△168	△252
リース資産(純額)	257	297
建設仮勘定	35	152
有形固定資産合計	17,823	18,882
無形固定資産	4,601	5,036
各事業共用固定資産合計	22,424	23,918

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	114	107
有形固定資産合計	114	107
その他の固定資産合計	114	107
投資その他の資産		
関係会社株式	15,176	15,251
投資有価証券	357	403
長期貸付金	512	435
長期前払費用	1,751	1,970
その他の投資等	2,372	2,552
貸倒引当金	△121	△118
投資その他の資産合計	20,049	20,495
固定資産合計	239,055	243,372
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	551	466
繰延資産合計	551	466
資産合計	※1 849,537	※1 938,317
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	141,457	218,004
1年以内返済予定長期借入金	2,261	0
リース債務	155	153
未払金	23,444	34,791
未払費用	1,403	1,084
未払法人税等	515	1,693
預り連絡料金	749	867
預り金	16,515	20,117
受託業務前受金	9,153	6,731
前受金	1,474	1,342
前受収益	7	7
賞与引当金	2,339	2,360
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	66	45
回数券払戻引当金	24	21
その他の流動負債	22,205	2,996
流動負債合計	221,774	290,219

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
固定負債		
道路建設関係社債	※1 354,643	※1 274,843
道路建設関係長期借入金	50,000	145,000
その他の長期借入金	10	5
リース債務	187	198
繰延税金負債	186	183
受入保証金	4,695	4,956
退職給付引当金	66,012	71,115
役員退職慰労引当金	34	22
ETCマイレージサービス引当金	8,365	9,350
カードポイントサービス引当金	427	462
資産除去債務	124	118
固定負債合計	484,687	506,257
負債合計	※2 706,462	※2 796,476
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	19,277	17,205
繰越利益剰余金	12,504	13,310
利益剰余金合計	31,781	30,515
株主資本合計	143,074	141,809
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	31
評価・換算差額等合計	0	31
純資産合計	143,075	141,840
負債・純資産合計	849,537	938,317

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	658,934	777,432
道路資産完成高	117,474	245,482
その他の売上高	2,321	1,055
営業収益合計	778,730	1,023,971
営業費用		
道路資産賃借料	461,842	560,190
道路資産完成原価	119,473	245,482
管理費用	201,344	218,426
営業費用合計	782,659	1,024,100
高速道路事業営業損失 (△)	△3,929	△129
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	31,183	17,643
休憩所等事業収入	9,942	9,584
その他の事業収入	1,600	1,696
営業収益合計	42,726	28,925
営業費用		
受託業務事業費	31,249	17,620
休憩所等事業費	8,792	8,707
その他の事業費用	1,590	1,793
営業費用合計	41,632	28,120
関連事業営業利益	1,094	804
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	△2,834	675
営業外収益		
受取利息	5	9
有価証券利息	22	40
受取配当金	※1 3,146	※1 2,929
土地物件貸付料	260	248
雑収入	429	716
営業外収益合計	3,865	3,944
営業外費用		
支払利息	93	26
社債利息	4	4
損害賠償金	32	38
控除対象外消費税	33	73
雑損失	19	7
営業外費用合計	184	149
経常利益	845	4,470

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	※2 244	※2 298
特別利益合計	244	298
特別損失		
固定資産除却損	※3 439	※3 329
減損損失	203	-
関係会社株式評価損	-	160
特別損失合計	642	490
税引前当期純利益	447	4,279
法人税、住民税及び事業税	700	1,790
法人税等調整額	△126	30
法人税等合計	573	1,820
当期純利益又は当期純損失 (△)	△125	2,458

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			461,842		560,190
2 道路資産完成原価			119,473		245,482
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		92,208		90,615	
(2) 管理業務費		61,481		62,545	
(3) 一般管理費		47,654		65,265	
計			201,344		218,426
高速道路事業営業費用合計			782,659		1,024,100
II 関連事業営業費用					
1 受託業務事業費					
(1) 受託事業費		30,963		17,273	
(2) 一般管理費		285		347	
計			31,249		17,620
2 休憩所等事業費					
(1) 休憩所等事業管理費		7,538		7,852	
(2) 一般管理費		1,254		854	
計			8,792		8,707
3 その他の事業費用					
(1) その他の事業費		1,238		1,383	
(2) 一般管理費		351		409	
計			1,590		1,793
関連事業営業費用合計			41,632		28,120
全事業営業費用合計			824,292		1,052,220

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 営業費用					
1 道路資産賃借料			461,842		560,190
2 道路資産完成原価					
用地費					
土地代		8,901		1,350	
労務費		121		171	
外注費		116		715	
経費		2,097		260	
金利等		377		167	
一般管理費人件費		102		191	
一般管理費経費		224	11,942	467	3,324
建設費					
材料費		183		63	
労務費		2,446		4,670	
外注費		93,601		207,540	
経費		2,446		6,706	
金利等		1,021		4,743	
一般管理費人件費		2,729		5,070	
一般管理費経費		2,172	104,600	7,954	236,749
除却工事費用その他					
労務費		95		126	
外注費		2,628		5,001	
経費		15		35	
金利等		19		14	
一般管理費人件費		104		134	
一般管理費経費		67	2,930	97	5,409
			119,473		245,482

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)			当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,841			4,838		
経費		87,366	92,208		85,776	90,615	
管理業務費							
人件費		1,775			1,798		
経費		59,706	61,481		60,747	62,545	
一般管理費							
人件費		9,653			8,820		
経費		38,000	47,654	201,344	56,445	65,265	218,426
II 営業外費用							
雑損失			75	75		111	111
III 特別損失							
減損損失			165	165		—	—
高速道路事業営業費用等合計				782,901			1,024,212
IV 法人税、住民税及び事業税			—			955	
V 法人税等調整額			—	—		16	972
高速道路事業総費用合計				782,901			1,025,184

(注) 1. 財務諸表等規則第78条第2項第6号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。
2. 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	479	1.7	580	3.7
II 経費		28,195	98.2	15,229	96.1
III 一般管理費		46	0.1	38	0.2
当期総製造費用		28,721	100.0	15,847	100.0
期首受託業務前払金		9,595		7,353	
合計		38,316		23,200	
期末受託業務前払金		7,353		5,927	
受託事業費		30,963		17,273	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	26,832	13,144
施工管理委託費	745	655

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	11	0.2	9	0.1
II 労務費		279	3.7	306	3.9
III 経費		7,247	96.1	7,536	96.0
休憩所等事業管理費		7,538	100.0	7,852	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	3,195	3,253
減価償却費	1,806	2,039

④ その他の事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	332	26.8	360	26.1
II 経費		906	73.2	1,023	73.9
その他の事業費		1,238	100.0	1,383	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	248	306
租税公課	207	220

⑤ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は当事業年度66,876百万円、前事業年度49,545百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
賞与引当金繰入額	799	723
退職給付費用	1,922	1,775
減価償却費	1,216	1,155
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	8,365	9,350
利用促進費	23,828	41,414

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
別途積立金の積立				
当期純損失(△)				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	17,846	14,060	31,906	143,200	—	—	143,200
当期変動額							
別途積立金の積立	1,430	△1,430	—	—			—
当期純損失(△)		△125	△125	△125			△125
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					0	0	0
当期変動額合計	1,430	△1,556	△125	△125	0	0	△125
当期末残高	19,277	12,504	31,781	143,074	0	0	143,075

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映し た当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
別途積立金の取崩				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	19,277	12,504	31,781	143,074	0	0	143,075
会計方針の変更による 累積的影響額		△3,723	△3,723	△3,723			△3,723
会計方針の変更を反映し た当期首残高	19,277	8,780	28,057	139,351	0	0	139,351
当期変動額							
別途積立金の取崩	△2,071	2,071	-	-			-
当期純利益		2,458	2,458	2,458			2,458
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					30	30	30
当期変動額合計	△2,071	4,529	2,458	2,458	30	30	2,489
当期末残高	17,205	13,310	30,515	141,809	31	31	141,840

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(8) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額について繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が3,723百万円増加し、繰越利益剰余金が同額減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響額は軽微であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前事業年度 (平成26年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債355,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債220,000百万円(額面)の担保に供しております。

当事業年度 (平成27年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債275,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債335,000百万円(額面)の担保に供しております。

※2 関係会社に対する負債

関係会社に対する負債の合計額が負債及び純資産の総額の100分の5を超えており、その金額は前事業年度48,113百万円、当事業年度49,149百万円であります。

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	3,008,671百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	1,408,850百万円
中日本高速道路(株)	2,345百万円	中日本高速道路(株)	8百万円
西日本高速道路(株)	27百万円	西日本高速道路(株)	21百万円
合計	3,011,044百万円	合計	1,408,881百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	7,516百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	3,764百万円

② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	280,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構 385,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が225,000百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が35,000百万円それぞれ減少しております。

※4 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貸出コミットメントの総額	6,700百万円	6,700百万円
貸出実行残高	1,562百万円	832百万円
差引額	5,137百万円	5,867百万円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
受取配当金	3,146百万円	2,929百万円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
土地	144百万円	189百万円
その他	100百万円	109百万円
合計	244百万円	298百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物	158百万円	135百万円
その他	6百万円	29百万円
撤去費用	274百万円	165百万円
合計	439百万円	329百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,976百万円、関連会社株式11,275百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,806百万円、関連会社株式11,370百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	828百万円	780百万円
退職給付引当金	23,375百万円	22,958百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,962百万円	3,020百万円
その他	2,791百万円	3,014百万円
繰延税金資産小計	29,957百万円	29,774百万円
評価性引当額	△29,667百万円	△29,534百万円
繰延税金資産合計	290百万円	240百万円
繰延税金負債		
その他	△189百万円	△185百万円
繰延税金負債合計	△189百万円	△185百万円
繰延税金資産の純額	100百万円	54百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
受取配当金	△261.1%	△23.9%
評価性引当額	374.3%	30.3%
その他	△22.9%	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	128.1%	42.6%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	1,362.62円	1,350.86円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△1.19円	23.41円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△125	2,458
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	△125	2,458
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	143,075	141,840
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	143,075	141,840
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(千株)	105,000	105,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	Pune Sholapur Road Development Co. Ltd	16,000,000	403
計		16,000,000	403	

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	満期保有目的の債券	オリコ 5C9B CP	2,000	1,999
		オリコ 5CDB CP	2,000	1,999
		オリコ 5CCB CP	2,000	1,999
		みずほ銀行 譲渡性預金	18,000	18,000
		大阪府信用農業協同組合連合会 譲渡性預金	20,000	20,000
計		44,000	43,999	

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末 簿価 (百万円)	
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,926	38	97	1,867	793	93	1,073
		構築物	41,233	2,583	579	43,237	8,576	1,110	34,660
		機械及び装置	114,395	10,274	9,901	114,768	69,483	10,240	45,285
		車両運搬具	27,478	3,928	311	31,095	22,098	3,569	8,997
		工具、器具及び備品	6,325	870	440	6,755	4,572	605	2,182
		土地	3	0	0	3	-	-	3
		リース資産	221	10	169	63	31	47	31
		建設仮勘定	1,066	19,631	18,532	2,165	-	-	2,165
		計	192,650	37,338	30,032	199,956	105,557	15,667	94,399
	無形固定資産	11,839	869	13	12,696	9,460	1,309	3,235	
合計	204,489	38,208	30,045	212,652	115,017	16,976	97,635		
関連事業	有形固定資産	建物	29,711	2,315	284	31,743	9,812	1,503	21,930
		構築物	6,372	689	259	6,802	3,701	337	3,100
		機械及び装置	1,873	1,078	269	2,682	966	194	1,715
		工具、器具及び備品	344	68	1	411	195	41	215
		土地	73,118	7	6	73,119	-	-	73,119
		建設仮勘定	690	4,426	4,118	998	-	-	998
		計	112,110	8,585	4,938	115,756	14,676	2,077	101,080
	無形固定資産	203	82	1	284	149	40	134	
合計	112,313	8,667	4,940	116,041	14,826	2,118	101,215		
各事業共用	有形固定資産	建物	8,549	1,176	111	9,613	3,549	440	6,064
		構築物	652	64	7	710	440	28	269
		機械及び装置	117	-	-	117	87	29	30
		車両運搬具	0	-	-	0	0	0	0
		工具、器具及び備品	1,400	192	34	1,559	1,084	188	474
		土地	11,373	625	405	11,593	-	-	11,593
		リース資産	426	155	31	550	252	115	297
		建設仮勘定	35	4,261	4,144	152	-	-	152
		計	22,556	6,476	4,735	24,297	5,417	(479) 802	(11,285) 18,882
	無形固定資産	13,365	2,088	14	(9,246) 15,440	10,404	1,650	5,036	
合計	35,922	8,565	4,749	39,738	15,819	2,453	23,918		
その 他 の 定 資 産	有 固 定 資 産 形 産	土地	114	1	8	107	-	-	107
		計	114	1	8	107	-	-	107
投資その 他の 資産	長期前払費用	5,112	666	116	5,662	3,691	341	1,970	
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	947	309	602	654	187	394	466	

(注) 1. () 内は、高速道路事業配賦分を表示しております。

2. 配賦基準は勤務時間比によっております。

3. 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所及び社宅であります。

4. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置並びに建設仮勘定）の当期増加額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の取得によるものであります。

5. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置）の当期減少額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の更新によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	136	23	26	3	129
賞与引当金	2,339	2,360	2,339	-	2,360
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	66	-	20	-	45
回数券払戻引当金	24	-	2	-	21
役員退職慰労引当金	34	9	20	-	22
ETCマイレージサービス引当金	8,365	9,350	8,365	-	9,350
カードポイントサービス引当金	427	123	88	-	462

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 東日本高速道路株式会社本社
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
单元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申出を受け、株券不発行となっております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|----------------------------|---------|---|-------------|--|
| (1) 有価証券報告書 | (事業年度 | 自 | 平成25年4月1日 | 平成26年6月26日 |
| 及びその添付書類 | (第9期) | 至 | 平成26年3月31日) | 関東財務局長に提出 |
| (2) 半期報告書 | (事業年度 | 自 | 平成26年4月1日 | 平成26年12月25日 |
| | (第10期中) | 至 | 平成26年9月30日) | 関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書(普通社債) | | | | 平成26年4月1日
平成26年6月26日
平成26年8月11日
平成26年12月25日
関東財務局長に提出 |
| (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類 | | | | 平成26年5月13日
平成26年7月23日
平成26年11月12日
平成27年1月28日
平成27年5月13日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第18回ないし第30回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

なお、第18回ないし第22回社債は、機構により重畳的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(有価証券報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注1)	平成24年8月28日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注1)	平成24年12月4日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注2)	平成25年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注2)	平成25年6月4日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注2)	平成25年7月30日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成25年9月20日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成25年12月4日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成26年3月11日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成26年5月19日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成26年7月29日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成26年11月18日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成27年2月3日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成27年5月21日	50,000	非上場・非登録

(注) 1. 平成26年12月26日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。

2. 平成27年3月31日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成27年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成27年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は4年、理事及び現任の監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成26年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,491,663百万円
政府出資金	4,026,229百万円
地方公共団体出資金	1,465,434百万円
II 資本剰余金	843,830百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△36百万円
損益外減価償却累計額	△5,092百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	3,401,090百万円
純資産合計	9,736,584百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容(平成27年4月1日現在)

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
(v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
(ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法及び災害対策基本法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
(x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
(xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
(xii) (xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
(ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
(iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
(iv) 通則法
(v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
(vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 16. 高速道路関係法令の適用」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 6 月22日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 修 一 郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月22日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 修 一 郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。